

平成 27 年第 4 回定例会

総務常任委員会会議録

平成 27 年 12 月 8 日

高 森 町 議 会

平成27年第4回定例会総務常任委員会記録

平成27年12月8日

開会 午前10時00分

-----○-----

- 委員長（芹口誓彰君） おはようございます。委員の方、全員出席でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

-----○-----

- 委員長（芹口誓彰君） 日程第1、本委員会に付託されました案件について審議いたします。

まず、会計課関連の議案第59号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

それでは、会計課の説明を求めます。

- 会計課長（河崎みゆき君） おはようございます。会計課、河崎です。

まず、5ページの債務負担行為補正の追加分と、それから13ページ、会計管理費の委託料26万円につきましては、これは同じ案件ですので説明いたします。これまで、今回計上しておりますのは、財務会計のシステム改修の委託料を上げております。これは今まで口座振替の依頼というのは住民の方が住民税や国民健康保険税とか水道料とかの収納に関しまして、口座振替の事務処理は各担当者がFDを作成して、金融機関に持ち込んで指定日に口座から引き落として、そして町の口座に振り返るという処理をしております。ですが、このFDは既にメーカー生産が終了しております、家電量販店等での販売も終了しています。現在使用中のFDはあくまでも在庫分でありまして、いずれはすべて消費してしまうということになっておりますので、何らかの対策を講じる必要が出てまいりました。それで、来年、28年4月より、これをデータ伝送に切り替えるということで、本当は来年度の当初予算で乗せたいところですが、結局、それまでの準備期間というのが3カ月から4カ月必要であるということですので、今回このシステム改修を補正で計上して、委託契約をしないといけませんので、その債務負担行為のほうで来年生じる口座振替手数料というのを上げております。現在、大きな市町村とか、熊本市あたりですけれども、そういうところとかはもう3年ほど前から取り組んでいて、ちょうど今年がいろんなところがやっている段階です。実際もう9月ぐらいから始めているところとか、今度1月から始めているところとかあるんですけれども、うちのほうとしては来年度からの稼働でというふうに考

えております。

以上です。

○委員長（芹口誓彰君） ただいま会計課の説明が終わりましたけれども、ただいまから質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

ちょっと今の説明、もう一度確認したいんですが、この媒体を使わないでもう直接金融機関とやり取りをするということですか。

○会計課長（河崎みゆき君） これはここの間に一つ、コンピューターサービスさんが入ります。そこにデータで全部送って、そこから各金融機関にデータを送るという処理です。ネットを使って送るということになります。今はFDを作って、各担当が金融機関に持っていくんですね。金融機関によっては、もう出来ましたというので、こっちは業務をしても取りに行かないといけないところもあって、結構みんな窓口をもっているところばかりですので、その合間に取りに行くとかいう手間とかが生じていたんですね。それがいつぺんにできるということになります。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

入力各課で行うと。

○会計課長（河崎みゆき君） そうです。

○委員（興柁壽一君） それを1カ所に集めて、それを金融機関に伝送する、データを送る。そして、その結果も各課に入るということですか。

○会計課長（河崎みゆき君） そうです。入ってきます。

実際は業務のほうが、今8係やっているんですね。税務課とか、国保とか、水道とか、住宅とか。本当はどこかが代表でしたほうがいいんですけども、それっていうのは余分な作業になるわけですね。結局、特会と一般会計とか、そういう絡みもありますし、そういうことで実際、この会計課が取り集めて、会計課のほうで処理を行うというふうに予定しております。会計のほうで予算を組みました。

○委員（岩下健治君） 2番 岩下です。

この賃金ですよ。これは財務会計データ整備賃金というのは関係ないのかな。

○会計課長（河崎みゆき君） そこは財政のほうですけど、これとは関係ないです。これとは別です。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決いたします。

議案第59号、平成27年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、会計課に関連する付託案件については終了いたしました。

御苦労さまでございました。

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） それでは、ただいまから税務課関連の議案第58号、高森町税条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、税務課の説明を求めます。

○税務課長（沼田勝之君） 税務課長の沼田です。おはようございます。

税務課としては、条例1つと予算をお願いしておりますので、随時、今から説明をしていきたいと思っております。座らせて説明させていただきます。

まず、議案第58号、高森町税条例の一部改正ですが、今お手元に資料を1枚物ですが、裏表、両面ですが、今回の税条例の改正につきましては、提案理由で御説明申し上げましたが、地方税法等の改正でありまして、28年1月1日以降に施行されることに伴い改正をいたしております。

地方税法の猶予制度の見直しの内容ということで、括弧の上に27年度税制改正によって、納税者の負担軽減と早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から地方税の猶予制度の見直しが行われたということと、納税者の申請による換価の猶予制度が創設されたほか、地方分権の観点及び地域の実情がさまざまであることを踏まえ、換価の猶予の申請、担保の要件等、一定の事項については各地域の実情の応じ条例で定めることとされたということを受けまして、条例の改正を行っております。

下の枠の中の上のほうですが、徴収猶予ということで、納税者の申請により、真ん中あたり、条例で定めることということで、分割納付の規定整備と資産の収入等の提出資料と、そういう項目について改正を行っております。

また、その下の段の換価の猶予ということで、長の職権ということで、また何らかの条例で定めるということ、分割納付の規定整備と資産、収入等の提出資

料、そういうところで改正を行っております。

この背景としましては、裏面を見ていただきたいと思いますが、次のいずれかの条件に該当する者ということで、要は基準としましては、災害とか盗難、病気により一時的に納付することができないときとか、事業の休廃止、事業上の損失等により一時的に納付することができないときとか、こういう基準に合致したときに徴収の猶予を図るということであります。その背景としましては、近年、地震とか大災害とかが多いものですから、そういう申請した要項を申し出によりまして徴収を猶予する制度を条例の中で定めなさいということで行っております。

また、下の段の換価の猶予につきましても、財産の換価を直ちにすることにより、事業継続、生活水準を困難にする恐れがあるときとか、財産の換価を猶予することがあった土地に、その換価をすることに比べて徴収上有利であるときとか、そういう基準に合致した場合に換価を猶予するというところで改正を行っております。

さらに、あと項目がいくつかありますけど、税条例の、ちょっと分かりにくいんですけど、9枚めくっていただいでよろしいでしょうか。10枚目を開いてください。10枚目、真ん中に町のたばこ税に関する経過措置ということであると思いますけど、10枚目、旧3級品のたばこについて、順次、税率を上げていくという改正を行っております。旧3級品というのは、今、特例で税率を通常の紙巻たばこの半分ぐらいに、47%ぐらいに抑えてありますので、その分が上がるということです。品目としましては、エコーとかわかば、ゴールデンバットですね。そういうものが28年4月1日から30年4月1日までに順次引き上げられて、最終的には通常のたばこ同等ぐらいの税率になるんじゃないかということで税改正を行っております。

あとはマイナンバー法制度が1月1日から施行されることに伴いまして、給与支払報告書とか29年度、来年、再来年の申告書にマイナンバーを記入するとか、そういうところの様式の改正が行われております。

税条例の説明については以上です。

○委員長（芹口誓彰君） ただいま税務課の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） それでは、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 討論を終わります。

これから、本案につきまして採決をいたします。

議案第58号、高森町税条例の一部改正につきましては、税制の猶予制度の見直しに伴う条例改正でございますので、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第59号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

それでは、提案理由を求めます。

○税務課長補佐（佐伯 実君） 補佐の佐伯でございます。

一般会計補正予算書の11ページをお開きください。

それでは、ふるさと納税の寄附金について御説明を申し上げます。この寄附金事業につきましては、6月の補正で1,900万円を計上しまして、8月の中旬あたりから本格的にネットを利用した寄附金を募ってきたわけでございますが、今回急激な寄附増につきまして、8,200万円を補正するものでございます。

この寄附金事業について、8月からの経緯を御説明させていただきたいと思っております。8月の中旬あたりに本格的に、先ほど申し述べましたように、事業展開をしておったわけでございますが、当初は1件あたり、0件だったり、非常に伸び悩みがございました。当初の6月の補正で1,950万円という大きな額を上げましたところ、なかなかこのままでは追いつかないということで、部内検討を重ねながら、やはりこれは1万円、2万円の気軽にできる寄附金を新しく創設したらいいんじゃないかということで、これも10月の初旬から取り入れまして、皆さまのお手元のほうに、このふるさとチョイスの包括プランの資料を両面刷りでお配りをしておりますが、その中で裏面のほうで寄附金の構成というのがパーセンテージで出ております。これにつきましては1万円から2万9,999円というのが全体の78.8%を占めるものでありまして、これが大きく額を上げたものでございます。

また、お返しの品の、このお返しの率を若干上げさせてもらいました。これは部内検討と町長に協議した結果、若干上げさせてもらった部分もあります。これは6月に岩下委員様から御助言がございました。あまり華美にならないようにという御助言とちょっと逆行する形でございます。しかし、これは全国いろいろ見ましたけど、やはりお肉を今400グラム、1万円に対して返しているんですけど、これを30%でしたら300グラムか、それ以下になりまして、非常に

ちょっといわゆる消費者じゃなくて、そちらのニーズに応えられないかなということで、苦肉の選択でこういったことになってしまったことはお詫びを申し上げたいと思っております。

皆さまのお手元に補正の内訳というのをお配りしておりますが、実はこの補正を計上したときには、11月の中旬でございまして、その後さらに異常な伸びで増えております。11月からが2,865件に対しまして5,528万9,002円ということで、1日の平均が160万円の寄附をいただいております。そして、12月に入りますと、これは昨日までですけど、平均1日当たり258万円ということで、この補正を算出した時点から大きく寄附額が伸びておりますので、今後はまた1月の臨時議会あたりで補正をしなければ、お返しの品を払うお金がないという状況にもなっております。ですから、ここに月内訳で11月が4,600万円ということでしたが、もうここでも既に900万円近くの伸びを示しておりましたので、1月の補正あたりにやはり何千万円か単位で組ませていただきたいと思っております。いずれにしましても、12月の伸びを見て、これを計上させていただきますが、年が明けますとかなりもう落ち着いてくるのではないかというふうには考えております。

以上が今回の8,200万円を計上しました経緯でございます。よろしくお願ひします。

○**税務係長（眞原友紀君）** 税務係長の眞原です。

13ページのほうをお開きください。

2款総務費、2項の徴税費の2目賦課徴収費でございますけれども、23節償還金利子及び割引料ということで、町税の過誤納の還付金ということで40万円補正をさせていただいております。これにつきましては、今後、確定申告等で過年分の申告をされた、還付申告をされた場合のための必要経費という形で今回計上させていただいております。

○**税務課長補佐（佐伯 実君）** 補佐の佐伯でございます。

同じく、歳出の13ページをお開きください。

ふるさと納税費の各支出でございます。これは先ほど歳入のほうで御説明しました分のお返しの品等々の部分でございます。

同じく、補正内訳表というのを手元にお配りしております。この歳出の一番上のほうを見ていただきたいと思っております。報償費のお返しの品代金ということで、1万円の寄附に対しましては約45%をお返しするようにしています。2万円につきましても、3万円についても以下のほうになっておりますが、平均しましてお返しの品が41.59%のお返しの品で算出をしております。今回、報償費とし

まして3,639万3,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、需用費でございます。これにつきましては、ふるさと納税の寄附金の証明書の発行がかなり多うございまして、パソコンを使つての出力になりますので、このトナー等々を計上しております。それと、それに伴う発送分の封筒の印刷、計の18万円を計上したものでございます。

続きまして、役務費でございます。これはワンストップ分といいまして、4月から確定申告をしなくてもよい制度になりまして、その分の証明の発行と受領証明の発行、これにつきましてはの郵便料を上げております。ワンストップ分が41万円、受領証明書分が34万2,000円、それとこれはRHトラベラーという会社に委託する部分が8万6,000円を計上しております。

それと、広告使用料ということで、寄附額の1%プラス消費税ということで、今回8,200万円計上しておりますので、その1%と税で88万6,000円を計上しております。この広告というのは、ネットで一番目に付くところに高森町を出せば、多くのメディアに触れる、人々に触れるということで、非常に有効な手立てということで、今回も広告使用料ということで88万6,000円を計上させていただきます。役務費の計が172万4,000円となっております。

続きまして、14ページをお開きください。

続きまして、委託料でございます。当初、6月にも御説明しましたが、高森町ではふるさとチョイスという会社を使っておりますが、その包括プランBというものを選択しております。今回は増額しました歳入分に寄附額の9%プラス税ということで797万1,000円、それとお礼の品手配手数料ということで、これはこちらのお礼の品の3,639万3,000円に対しての8%プラス税ということで314万5,000円、計の1,111万6,000円を計上するものでございます。

続きまして、使用料及び賃借料でございます。これは公金決済をヤフーのほうでやっておりますので、この決済手数料が寄附額の1%プラス税ということで88万6,000円を計上しているものでございます。

続きまして、ページが若干飛びます。すみません。これは総務課のほうでも説明があるかと思いますが、22ページをお開きください。

22ページのふるさと応援基金費ということで、今回が3,170万1,000円を計上しております。これにつきましては、8,200万円の寄附の、先ほど歳出で説明しました部分の経費を除いた、引いた部分が3,170万1,000円、基金率としましては38.66%を基金として積み立てるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（芹口誓彰君） ただいま税務課の説明が終わりました。質疑を、次にいきます前に、今月号の広報たかもりでふるさと寄附金ということで、4名の方の名前が出ておりましたけれども、そのふるさと寄附金とこの納税関係についてちょっと説明を受けて、その後質疑に移りたいというふうに思っております。

○税務課長補佐（佐伯 実君） 補佐の佐伯でございます。

広報たかもりに載せてある部分につきましては、町直接の寄附者のみ、またその中で広報にも載せていいです、公開してもいいですという方のみを広報たかもりのほうにお名前を掲載させていただいております。

それと、このネットを通じた部分については、やはり個人情報がありまして、本人も掲載はしてくれるなというのが全部入っていますので、もううちのほうとしましてはこのネットを通じた寄附については広報たかもりのほうにお名前を掲載しないということで決めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（芹口誓彰君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○委員（岩下健治君） 2番 岩下です。

参考までにですけれども、お礼の品をしていらっしゃるんですけれども、キロ当たりいくらするのか。それと、このお礼の品手数料の手配手数料、これは公表できれば、どこか1カ所なら1カ所、2カ所なら2カ所ということでお願ひします。

○税務課長補佐（佐伯 実君） 補佐の佐伯でございます。

まず、岩下委員がお尋ねになりました、この肉の単価について御説明をしたいと思ひます。1万円の寄附に対しまして、こちらで考えておりますのは、税抜きで2,980円、これを税込みで3,218円に運賃をプラスして4,498円ということですので、グラム当たりは1,200円になります。それと、これにあか牛のしゃぶしゃぶ用とかになりますと、これが400グラムですので、グラム400円ということで、さまざまな単価がございます。これはハンバーグとかいろいろありまして、その部分でグラムの単価というのは1,200円から1,300円等々に、そのあたりで推移しているものでございます。

それと、お返し品のこの発注場所を御説明したいと思ひます。当初は皆さまに県の畜産連合会を選択してお願ひをしておりました、8月からですね。先ほどの説明のように、かなり寄附のほうに殺到しまして、実は県畜連のスタッフのほうに3人しておられませんで、生産がなかなか間に合わない、切ったり、ハムばこねたりですね、ということでもうちょっとうちのほうでは、もう出しかねるということをお前に聞きましたので、急遽、熊本市内の九品寺にあります矢野畜

産さんが、これは綾町とかいろいろな実績もありまして、ネット通販というか、生協に出されておりますところにお話を持っていきましたところ、ちょっとやってみましょう、引き受けますということで、そこについてはもうこちらの内容を見てもらえばいいんですけど、矢野畜産のほうがちょっと上位5までは矢野畜産ということで、これは写真の撮り方もいいけど、質もまた良いもので、このあたりで発注が伸びた原因にもなります。昨日も矢野畜産さんのほうに電話をしまして、ちょっと寄附がまた増えとるが、在庫のほうはどうですかということで一応聞きましたが、どうにか頑張るし、まだあります。しかし、12月までにはちょっとなかなかこのまま伸びればということもありますので、そうなれば12月の中旬から下旬あたりに、やはりもうまったくソールドアウト、売り切れという形で出さねばならないのかなというふうに思っております。また、来年につきましては、やはり3社、4社で、供給を増やしていかなければならないかなというふうに我々も考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員（岩下健治君） 2番 岩下です。

品物がなくなったら、何か別なものをという考え方でしょうか。

○税務課長補佐（佐伯 実君） 佐伯でございます。

品物は、うちがあか牛に特化した部分でありますので、もし矢野畜産さんがもう12月ちょっとないなということであれば、また県畜連にほうにだいたいさばけて落ち着けば、そちらのほうに。それか、また1社新たにか、なかなかあか牛の肉が熊本県で非常に不足しておりますので、こちらのほうについても売れ切れ状態にならないようには、我々も気をつけて在庫を見ながら調整をしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○税務課長（沼田勝之君） 課長の沼田です。

ちょっと補足をさせていただきます。町長の方針として、あか牛に特化して、一品でいけということで指示を受けております。それで、昨日も提案理由の説明で申し上げましたが、ネットのイメージに世界文化遺産の認定は草原再生等もうたっておりますので、今、あか牛肉というのはとてもマッチして、それによって寄附も増えているというか、何かイメージづくりもうまくいっていると思ひます。委員さんが言われるように、品物を増やして、綾町とか平戸とか、海産物とかワインとか、そういうところできたいんですけど、うちのまず安定的に供給できるものは何だろうかというところと、今は私たち税務課だけでやっております。ほかの市町村、何億も稼いでいるところは、物産館とかそういう別会社、別組織に委託してやっているところですので、今のところ、あか牛一本でやっていくのが限界かなと思っております。また、町長と協議して、また指示によって、牛の

ほうを増やしなさいとか、そういうところだったら、増やしていかなければなりませんと思いますけど、流通マーケティングの関係で税務課で米とか野菜とか、そういうところを安定的に、要は寄附した方にお返しをするというか、信頼の問題だと思いますので、もうありませんとかとは簡単にはできませんので、そういうところも見極めながらやっていきたいと思います。まずはあか牛一本にして、しばらくはやっていきたいと思います。以上です。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにございませんか。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

今、説明のありました矢野畜産ですか、これは今、大津のほうで市場があつていますかね。ここでもう矢野畜産というのはあか牛は購入されているんですか。

○税務課長補佐（佐伯 実君） 補佐の佐伯でございます。

矢野畜産さんは、熊本市の九品寺に本社がありまして、そちらのほうで今、大量にあか牛を扱っているという情報を聞きまして、そこでいろいろと実績等々をお伺いしたところ、大きなところで取り引きをされていますので、実はこういった件数と肉の量が要ります、また品質についてもばらつきがないよというこことでお話をしました結果、引き受けましょうということでそちらのほうに至った経緯なんです。ですから、大津ではない、七城の何かです。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

当初の説明では、もう阿蘇のあか牛に特化した肉ということで話があつたと思います。ちょっと今話を聞けば、あか牛、矢野畜産が自分で生産されているような話ですけども、そのあたりちょっとずれがあるかなという気がしますけれども。

○税務課長（沼田勝之君） 税務課長の沼田です。

矢野畜産さんはいろんなところに牧場を持っておられて、産山とか阿蘇のほうにも牧場を持っておられます。あか牛とかも飼育されておられますので、その肉というのも流通の中に入っていると思います。全然別のところから供給されているというところじゃなくて、ちゃんと牧場とか持っておられるし、しかもグリーンコープとか生協とかに出しているということで、信頼できるということで選定いたしました。以上です。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

畜協のほうで供給がちょっと間に合わないということで、増量した分、仕方ないところもあるかも知れませんが、今後はできれば地元のあか牛を極力できるようにお願いをしたいと思います。

それと、この広告使用料とヤフー公金ですか、これはちょっと何か分からんと

ばってんが、予算額に対しての1%であって、これは毎月じゃなくて予算額に対しての金額が入ることになるんですか。

○税務課長補佐（佐伯 実君） 補佐の佐伯でございます。

今、興柁委員がおっしゃいましたように、ふるさとチョイス包括プランBにつきましては、寄附額の9%ということですので月額ではございません。それを毎月毎月精算をしていくわけでございますが、例えば11月でしたら5,500万円超ありますから、そのパーセンテージで請求するということです。このお礼の品の手数料も公金手数料につきましても同じでございます。毎月毎月精算をして、そのパーセンテージをお支払いするという形です。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

じゃあ実績がほとんどなかったというときには、もう払わんでもいいというよな、極端に言えばそういう形になるんですか。

○税務課長補佐（佐伯 実君） そういうことです。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） ないようですので、これで質疑を終わります。

続きまして、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから、本案につきまして採決をいたします。議案第59号、平成27年度高森町一般会計補正予算につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、税務課に関連する付託案件につきましては終了いたしました。

お疲れでございました。

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） それでは、生活環境課関連の議案第59号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

それでは、生活環境課の説明を求めます。

○生活環境課長（安藤吉孝君） おはようございます。課長の安藤でございます。

今議会に補正予算として提出させていただきました内容につきまして、担当課のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） おはようございます。課長補佐の田上です。
座って説明させていただきます。

それでは、歳入のほうから説明させていただきます。ページ、10ページをお開きください。

15款県支出金、2項県補助金、6目の商工費県補助金、1節の熊本県自然環境整備事業補助金については、平成28年度以降に予定していました高森自然公園のお花見広場のトイレの改修を今年度に繰り上げての補助対象になりましたものですから計上させていただきました。補助率が2分の1ですので、60万円予定しておりますので、そのうちの2分の1の30万円を計上しております。

次に、歳出に入ります。16ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、3目河原総合センター管理費、11節需用費のうち、修繕料に71万5,000円を計上させていただきました。これはセンターの西側及び北側のトイレ裏の外壁等が腐食しておりまして、早急に改修する必要がございますので、これで54万円、またセンターの流し等につきましては、低く使いづらいということから、旧色見保育園にありましたガスコンロ及び流し台を移設するための配管等の修繕料ということで17万5,000円、合わせまして71万5,000円を計上させていただきました。

次に、17ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、19節負担金補助及び交付金に54万1,000円を減額補正で計上させていただきました。これは阿蘇広域行政事務組合の負担金の補正に伴うもので、4月の人事異動による人件費等の分でございます。

○町民支援係長（津留大輔君） 町民支援係長 津留です。

18ページをお開きください。

5款1項9目物産館等管理費、15節工事請負費の減額です。奥阿蘇キャンプ場バンガロー塗装改修、2階建て3棟の入札残の減額35万9,000円になります。以上、計上させていただきました。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） 続きまして、補佐の田上です。

19ページをお開きください。

6款商工費、1項商工費、4目湧水館管理費のうち、11節需用費の修繕料に180万円を計上させていただきました。これはプロジェクションマッピング等の設置に伴い、入館者等の増加が見込める中で、一部床のほうに腐食しておる部分がありますので、その部分を早急に改修する必要があるもので、その分の改修費を計上しております。46メートルほど改修させていただく予定です。

続きまして、同款項目で18節備品購入費で6万円を計上しております。これは湧水トンネル内に備えています車いすのほう古くなり、支障を来しておりますため、3台を更新購入するものでございます。

次に、6款商工費、1項商工費の5目温泉館管理費ですが、7節の賃金及び14節の使用料及び賃借料に12万円ずつを計上させていただいております。これは街灯の球の交換や樹木等の剪定等で予算が不足します関係上、計上させていただきました。11節の需用費で、修繕料に18万円を計上させていただいております。これは温泉館の南側の災害復旧で改修しております部分に、車のほうの駐車をよくさせておりますが、木の柵で景観上もよくなく、また危険であるために、木の柵を撤収しまして、茶色のガードレールに交換するものでございます。

次に、同じ款項で7目観光施設管理費で、11需用費の修繕料に60万円を計上させていただきました。これは歳入で御説明申し上げましたとおり、高森自然公園のお花見広場のトイレを洋式化するものでございます。一応予定的には、男1、女3を予定しております。

同じ款項目の14節使用料及び賃借料に12万円を計上させていただいております。これは高森公園から下にあります坊ヶ平ため池のほうに土砂が流出しておりますして、復旧するために重機等の借り上げが必要でございまして、不足したために計上させていただいております。

次に、同款項で8目商工費、降灰対策費の18節備品購入費ですが、3万1,000円を減額計上させていただきました。これは先に高圧洗浄機のほうを購入しました入札残でございまして。

○町民支援係長（津留大輔君） 町民支援係長 津留です。

21ページをお開きください。

9款6項5目社会教育施設費、15節工事請負費の減額です。上色見生涯学習センター体育館防水工事の入札残113万2,000円を減額計上するものでございます。以上になります。

○委員長（芹口誓彰君） ただいま生活環境課の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから本案について採決をいたします。議案第59号、平成27年度高森町

一般会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、生活環境課に関する付託案件については終了いたしました。

御苦勞様でございました。

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） では、職員がお揃いでございますので、政策推進課関連の議案第55号、高森町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

それでは、本案につきまして政策推進課の説明を求めます。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 政策推進課長の甲斐です。

議案第55号を開けてもらいたいと思います。

今回の変更は、新たな事業の追加でありまして、県の承諾をもとに議会の議決を要する事項であり、今回提案した次第です。

事業の内容につきましては、町民グラウンドの防球ネット改修事業及び3番目のナイター照明の改修事業につきましては、教育委員会で担当しております。また、上色見生涯学習センターの体育館防水事業については、生活環境課で事業を実施しております。既に施工が終了している事業がありますが、御存じのとおり、地方債等の申請は実績額に基づき年度末に行うことから、今回の提案に至っております。ちなみに、各課に聞きましたところ、町民グラウンドの防球ネット改修事業は、859万7,664円の請負額で、3月15日までの工期となっております。それと、上色見生涯学習センター体育館防水事業につきましては、616万8,042円の事業費で、11月4日にこれはもう終わっております。それと、最後の町民グラウンドナイター照明改修事業につきましては、145万2,600円で1月29日までの工期となっております。

以上申し上げましたように、新規の追加事業ですので、県の承諾をもとに議会の議決を要する事業でありますので、よろしくお願い申し上げます。説明といたします。以上です。

○委員長（芹口誓彰君） ただいま説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（岩下健治君） 2番 岩下です。

この3つ目の町民グラウンドナイター照明改修事業、内容は少し分かりますか。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 逆に担当課が教育委員会ですので、事業費だけしか聞いていません。

- 委員（岩下健治君） あそこが点いたり消えたり、電力を切るとかしょったもの
すから。
- 政策推進課長（甲斐敏文君） 内容は分かりません。すみません。
- 委員長（芹口誓彰君） ほかにございませんか。
- 委員（本田生一君） 今、岩下委員から言われておりましたが、この照明は、分か
らんもんね。だいたい分かりますか。どこのグラウンドかだいたいも分からん。
全然分からん。
- 政策推進課長（甲斐敏文君） うちはこの過疎地域自立促進計画ば変更ば出すだけ
であって、内容は全然、すみません。
- 委員長（芹口誓彰君） 質疑はありませんね。
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 委員長（芹口誓彰君） これで質疑を終わります。
続いて討論を行います。討論ありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。
これから本案につきまして採決いたします。議案第55号、高森町過疎地域自
立促進計画の変更については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決
定いたしました。
続きまして、議案第59号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを
議題といたします。
それでは、政策推進課の説明を求めます。
- 政策推進課長（甲斐敏文君） 政策推進課長の甲斐です。
議案第59号、平成27年度高森町一般会計補正予算につきましては、予算書
に沿いまして係長のほうから説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。
- まちづくり係長（今吉輝子君） まちづくり係 今吉です。
まず、9ページのほうをお開きください。まず、歳入について御説明いたしま
す。
14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目総務費国庫補助金、3節地域住民生
活等支援のための交付金としまして、3,088万6,000円を計上しております。
こちらのほうは以前の一般会計補正予算（第4号）で歳出を計上してござ
いました、まちづくり会社実践事業補助金で、今回、地方創生先行型交付金の上乗せ

分、タイプ1のほうの採択をいただきましたので、今回、歳入のほうに計上しております。

○企画観光係長（馬原孝平君） 企画観光係の馬原でございます。

続きまして、13ページのほうをお開きください。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、10目企画費、こちらの19節の負担金補助及び交付金で60万円計上させていただいております。こちらは阿蘇広域行政組合の事務負担金の増額ということで、年度内の確定見込みの増により増額いたしております。具体的な内容といたしましては、阿蘇広域の職員の人事異動に伴う人件費の補正となっております。以上です。

○まちづくり係長（今吉輝子君） まちづくり係 今吉です。

19ページをお開きください。

6款商工費、1項商工費、3目観光費の19節負担金補助及び交付金のほうで60万円のほうを減額しております。こちらは先ほど説明しました国の事業の採択をいただきましたので、その中でイベントのほうを実施することにしておりましたので、その分のでんでんまつりの助成金を60万円の単独分を減額しております。以上、説明を終わります。

○委員長（芹口誓彰君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行いたいと思います。質疑ございませんか。

○委員（岩下健治君） 2番 岩下です。

すみません。9ページの地方創生先行型交付金に3,088万6,000円、この事業の進捗状況が少し分かれば、内容的に。もう一般財源で予算付けてありましたので、かなり進捗しておると思いますけれども、今一度、参考までに教えていただけたらと思います。

○まちづくり係長（今吉輝子君） まちづくり係 今吉です。

こちらのほうの今の進捗状況なんですけれども、まずホームページ、多言語対応のホームページの製作と、あとタブレットのを製作するようにはしておりましたが、こちらのほうは3社見積もりのほうをしまして、業者のほうが選定できているような状況です。

イベントの企画費で70万円なんですけれども、こちらのほうは来週、実行委員会のほうを立ち上げまして、イベントの方の準備を進めていく予定です。

また、まちづくり会社のほうの空き家の整備で3件のほうを予定しておりますけれども、今12月中で熊本大学の工学部の研究室と一緒にデザインと設計のほうを今お願いしておまして、町の中で関わる業者の方たちと一緒に話し合いのほうを進めておまして、12月中には設計が出来上がりますので、1月から建

設のほう、改修のほうの工事が始まる予定です。というところが大まかな今の進捗状況になります。

○委員（興梠壽一君） 興梠です。

ちょっと議案のほうとは関係ございませんけれども、前回説明をいただいた地方創生の長期ビジョン計画かな、それはだいたいいつ頃発送になる予定なんですか。

○政策推進課長補佐（定光貴史君） 政策推進課長補佐の定光です。

もう既に策定は終わっておりまして、公表はあと「てにをは」の修正ですとか、若干の文書修正終わり次第、すぐにホームページ等で公表しようと思っておりますので、もう間もなくと思っただければと思います。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） なければ、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから本案について採決をいたします。議案第59号、平成27年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第62号、平成27年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算についてを議題といたします。

それでは、説明を求めます。

○企画観光係長（馬原孝平君） 企画観光係の馬原でございます。

議案第62号、鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算といたしまして、基金利息確定に伴いまして、歳入のほう、財産収入のほうを4,000円、歳出のほう、事業費のほうを4,000円計上させていただいております。以上でございます。

○委員長（芹口誓彰君） ただいま説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） ないようですので、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから本案について採決いたします。議案第62号、平成27年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、政策推進課に関連する付託案件につきましては終了いたしました。

御苦労様でございました。

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） それでは、総務課関連の議案第56号、高森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。では、本案につきまして、総務課の説明を求めます。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 課長補佐 岩下でございます。よろしく申し上げます。

議案第56号について御説明いたします。高森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてでございます。

次のページ、条例案の1ページ目をお開きいただきたいと思います。

第1条で目的を記載してございます。いわゆるマイナンバー法でございますが、2行目、平成25年法律第27号ということで制定されております。この施行日につきましては、政令で定めることとされております。この第1条目的の2行目の最後のところから、第9条第2項及び第19条第9号の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとするとして記載しておりますが、マイナンバー法の第9条の第2項です。地方公共団体の長、その他の執行機関は、福祉ですとか、保健あるいは医療、その他の社会保障費、地方税、また防災関連ですね、これらに類する事務であって、町の条例で定めるものの処理に関して、保有する特定個人情報ファイルにおいて、その個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができるということで、この町の条例に明記することによって、その利用範囲が明記されるということでございます。

次の第19条第9号につきましては、その地方公共団体の負担は、これを条例で定めるところによりということで、当該地方公共団体のこの機関にその事務を

処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するときということで、他の機関ということで町長部局から教育委員会部局とか、そういうその提供の制限ですね、利用する提供の制限、これも条例に定めておかないとやり取りができないということが、このマイナンバー法のほうに明記されております。

これらにつきまして、いずれも平成28年1月1日から施行するように政令で定められておまして、本町においてもその条例の制定が必要であることから、今回提案をするものでございます。

それで、別表第1を御覧いただきたいと思います。別表第1につきましては、この事務について、町の条例に基づく事務について利用できる事務を明記したものでございます。1番から4番まで、町長部局と教育委員会部局の、この町の条例ですね。例えば、一番上であれば、高森町子ども医療費助成に関する条例、これに基づき、この事務についてを明記させていただいたものです。

別表第2につきましては、今言いました上の4項目プラス法令ですね、例えば1番目であれば、児童福祉法に基づく事務、この事務について一番右の列の特定個人情報というところがございますけれども、この中の例えば上のほうであれば、地方税関係の情報を利用することができる。住民基本台帳の住民票関係の情報を利用することができるとか、という項目が1番から次のページ、2番、3番、4番、ずっといきまして、14番目までがその法令に基づく、14番目は子ども・子育て支援法に基づく事務について地方税関係の情報と住民票関係の情報を使うことができます。15番目以降が、先ほど第1表で言いました4項目、町の条例、要項等に基づく事務について、保有する特定個人情報を利用することができるということで第2表を作らせていただいたところです。

次の最後の第3表につきましては、先ほどの負担の関係ですね。町長部局と教育委員会部局という別の機関が違いますので、このマイナンバー法の19条に基づいて、この明記が必要になるということで記載をさせていただいております。

マイナンバー法の施行されます関係で、当面この業務で処理をさせていただくということで、一応各課にヒアリングしまして、想定できる事務処理はこれぐらいとか、これだけであるということで、現時点では明記させていただいておりますけれども、今後必要に応じて追加される事務も出てくることもあり得るということで考えているところでございます。

以上で提案説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（芹口誓彰君） ただいま総務課の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（牛嶋津世志君） 1番 牛嶋です。

これはマイナンバー法の施行において、ちょっといろいろ私も調べまして、高森町の条例とかいろいろ見合わせましたが、結局、マイナンバー法は目的を変えてやれば、庁舎内ではほとんど全部見られるという内容になっていると思いますので、何回見ても、多分それは間違いないと思いますので、これは職員のモラルに関わってくると思います。今まではまだ保護されとったんですよね、町の条例では。見れば見れるでしょうけど、見たらいけないと条例ではなとったんですよ。このマイナンバー法になったら、今度は利用できる名目で、全部の内容を確認が庁舎内ではできるというような法律になるかと解釈しておりますので、今後一応庁舎内での保護を一層職員のほうに徹底してもらって、これが外部に漏れないように、個人情報がいいたいもう丸裸に今度なるような感じになりますので、そこらあたりを一層徹底していただくことを申し上げて、お願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 課長補佐 岩下です。

確かに言われるように、ここに明記はしておりますけれども、そういう危険性というか、ほかの市町村でもそういう情報の持ち出しというのが発生しておりますので、やはり個人情報のその保護ということは職員間でもできるだけ必要最小限でとどめるということと、あとは持ち出しをしないとか、利用の制限とか、そのへんはやはりもう最低限の部分というか、そこで徹底して交付していくという必要があるかなというふうには考えております。

○委員長（芹口誓彰君） ほかに。

○委員（岩下健治君） 2番 岩下です。

今に関連してですけれども、当然、このマイナンバーは窓口のほうで管理されると思うんですけれども、今おっしゃったそのアクセスの問題ですね、これはそれぞれもう担当者がされると思うんですけれども、それについて何か使用許可といいますか、アクセスしてよろしいですよという管理方法のやり方ですよね、そういうのは考えていなくて、自分の例えば、さっき住宅使用料とか水道とか、子どもであれば福祉関係も、今おっしゃるように全部検索できるということになれば、やっぱりかなり問題が大きいなというふうには思っておりますが、そういう方法は取られますか。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 課長補佐 岩下です。

電算システムの運用に関連することだと思います。結局、システムの中、例えば住宅関連のシステムであれば、当然、住宅の中にはその住宅の関連のシステムを見て、個人情報をこの人の収入ですとか、そういうものを当然見に行けることは可能になるという、システム上のことですので、それは可能になります。それ

は今までは、例えば所得の情報は税務課に行って、税務課から所得証明をもらってこっちにもらって出してくださいというところの簡略化といいますか、来客者にとっては負担が軽減されるという部分もあったりするというので、我々職員にとっても簡略化される部分であります。その部分が確かに簡単にアクセスできるという部分が、どうやって申請なり許可なりを取るかという部分だろうと思います。結局、それがもう全体でできるようになってしまうので、それを別に利用することを許可するなり何なり、記録を残すということはちょっと難しいんじゃないかなというふうに思います。その利用をすることがもうこの一つになってくるので、一つ一つ取るのは難しいのかなというふうに考えています。

○総務課長（佐藤武文君） 総務課の佐藤です。

今、岩下補佐が少し申し上げましたけれども、現在は電算組織の利用についてはその係ごとに利用できる、閲覧部分が限られておますので、先ほど牛嶋議員が言われましたように、役場の職員が誰でも見られるというわけではないというのは踏まえておいていただきたいと思います。必ず許可された係でなければ、例えば住民基本台帳の部分の閲覧したり、その部分の処理をしたりするというのはできませんので、その部分については役場の職員が全部閲覧したりするというわけではないということです。基本的には住民基本台帳の中に今のところ、住基番号とマイナンバーが採られておりますが、これは両方立てで当面の間はいくと思っておりますので、番号そのものは管理は戸籍住民係でやっております。今後、この番号でいろんなことを申請してもらったり、その処理について番号を使うところが出てきますので、実質のところは関係する部署でないと、それは使っていないとは思いますが、他の町村であったり、こういう電算関係のいろいろ不正なアクセスがあったりする場合はどうするかというのを、私たちももっと考えながら、ですから今後、職員の中では研修をして、こういうことはやったら違法行為ですとかいうのを、ちゃんと研修を積んで、不正な使用にならないようにやっていくという予定にはしております。以上です。

○委員（岩下健治君） 2番 岩下です。

私が考えたのが、たまたま転入して来られるじゃないですか。その人はもちろんマイナンバーをこちらに持ってこられるんでしょうけれども、また所得証明とかそういうやつについては前の市町村、そこしかないでしょう。それは町村でやり取りしてしまうんですか。

○総務課長（佐藤武文君） 佐藤です。

具体的には、番号が優先というよりは、やはり人が優先してデータのやり取り、データというか、旧町村からの課税内容とかのやり取りはしていきますので、単

純にその番号だけでデータをやり取りするというわけにはいかないと思います。
以上です。

○委員（岩下健治君） 2番 岩下です。

ということは、やっぱり所得証明等はもうその転出先の町村から持ってきてもらわんといかんということですかね。ただアクセスすればできるのか。

○総務課長（佐藤武文君） 佐藤です。

単純にこちらからアクセスをするというのは、それは不可能です。もともとその電算組織自体が違いますので、単純に今のインターネットみたいにどこかのホームページに入るといふわけにはまいらないと思います。

○委員長（芹口誓彰君） 今回の条例制定で、結局、財産関係で教育委員会に対して、町長が情報提供機関ということで、住民税関係とか住民票関係について情報は、町長部局か教育委員会に情報提供するという、この条例の制定が入っている。そういうことでは教育委員会の職務もこっちの住民票関係のデータとか何とか見られるわけですか。

○総務課長補佐（岩下 徹君） これは事務がもう就学援助に関することに限られていることなので、当面というか、まずはこの業務で教育委員会から照会があったら、町長が町長部局から照会ができるという流れ、これに限られるということですね。これの地方税関係と住民票関係に限られます。

○委員長（芹口誓彰君） 見ろうと思えば見られるというようなことも考えられるのか。見ようと思えば情報が見られる。

○総務課長補佐（岩下 徹君） システム上でアクセスすれば恐らく見れることになると思います。

○委員（牛嶋津世志君） 1番 牛嶋です。

今のは町から教育委員会に情報はできるけど、教育委員会からこっちはできないような条例になっていますので、それはないと思います。町から教育委員会のほうに提供はできるけど、教育委員会からこっちの町の情報を覗くということ、それはなっていないから、そういう条例にはなっているということで解釈はしておりますけどですね。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 岩下です。

今の別表第3については、教育委員会がこの就学援助に関することで、高森町が持っている地方税の情報と住民票の情報を使うということについて、ここで明記しています。ただ、これに関して一つ一つ情報を出してくれとか、そういうことはないと思いますので、通常どおりアクセスすればいいということになっております。ただ、電算のシステムの中身がどういうふうに変わっていくかは、

ちょっと私たちもまだ見てないものですから、そこはちょっとはっきり言えないところもあります。

○委員（岩下健治君） 岩下です。

今、見れるということは、ほかの人まで全部見れるという、単純に気がするわけですよ。ただ、就学援助に関するだけ、例えばこの人は収入が多かったりすると、例えば該当しないこともあるしですね。例えば町長部局のほうに申請をして、町長部局のほうを信用してデータばやるといっているのであれば、だけん扱える人を、何で言うかということ、アクセスできる人をある程度限定していかんと、全部の職員さんができるということになると、非常にやっぱり漏洩とかそういうやつ、今度は条例そのものじゃなくて、そのシステム上の問題がやっぱりそうじゃないかなという考えがするわけです。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

今まで各課で握ったデータをマイナンバーのあれで1カ所上げれば、全部すべてが見れるようになったということ、そういうことじゃないと。

○総務課長補佐（岩下 徹君） そういうことではないと思います。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 課長補佐の後藤でございます。

そもそもこれは要するに今までやっている作業に番号が付いただけで、その作業を条例化しなさいという話なんですよ、簡単に言うと。だから、従来の作業等は変わりはないんですよ、やることは。ただ、そこに番号が載ってきますので、その番号が付いているので、扱うためにはそれを制定していないと動かせませんよというのが、この保護であったり、施行規則の定めだったと思います。それで、職員として扱うのは、今まで従来の部分と変わってこないと思います。それが一点です。

それと、先ほどお尋ねがありました町村間のというのがありましたけれども、あれは近い将来、中間管理機構というのが中間サーバーというのできる予定になっておりまして、そこで中間サーバーの部分で全部そこを通過して情報が流れるようになる、そういうふうにシステムを作り上げていくという形になっております。ですので、その制度自体が成熟をすれば、要するに民間からでも行政からでもそういうのが流れていることとなります。というのが今の段階で、私が昨年担当しとる段階で分かっていたことは、そのアウトラインの部分はそのようなことですね。以上でございます。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

前回の説明では、管理するサーバーというか、それを別に何かつくるような感じで説明を受けたような気がするよとぼってんが、それにアクセスするのはさっき

総務課長が言いなはったごつ、特定の人しかアクセスできないと、そういうような説明を受けたような気がするんですけど。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 今分かりやすく言ったつもり、だけんそれはそれで整備は当然やっています。だから、その中で職員としては、動く作業としては今までとそう変わりはないということなんです。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

だけん、戸籍は戸籍のほうで、その番号を今まで使いよる機械で見れるということかな。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 戸籍はもう番号が付いていますので、全部、画面に。

○委員（興柁壽一君） 戸籍では、ほかの税務関係には入っていかれないと、そういう考え方ですか。

○総務課長補佐（後藤一寛君） そうですね。

○委員（興柁壽一君） その番号を開けても。

○総務課長補佐（後藤一寛君） はい。だから、要するに提供とか何とか、そういう話になるけん、話がちょっとややこしくなっているんだろうと思うんですけど、だけん従来のもので、番号がくっついていくというふうに簡単に考えていただくと分かりやすいんじゃないかなとは思ったんですよ。

○委員（興柁壽一君） 前も番号は付いとると。

○総務課長補佐（後藤一寛君） はい。ただ、先ほど言いましたその中間管理機構とか、そういったものができた場合に、いろんなところから入っていける、要するに民間も入りますし、官庁の部分も入っていけば流れますので、それを外からのサーバー攻撃とかそういったものやっけていくという、流出の部分が一番心配される部分だろうと思いますね。だから、先ほど岩下補佐が言いましたように、内部の職員の要するに意識、モラルの部分はどうつくり上げていくかというのが、今回の部分の一つの大事なところではないかなとは、その当時は思っていました。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

アクセスでもすれば、その履歴が残るような状況を作ればいいということですね。

○委員長（芹口誓彰君） 条例からちょっと外れた部分の今、質疑がっておりますけれども、条例についてはもうほかにございませんか。

○総務課長（佐藤武文君） 佐藤ですけれども、一つ、今、委員長が取りまとめをされようとされましたけど、一つお断りしておきますけど、住民基本台帳番号でございしますが、これは専用の端末があるんですけども、これにアクセスするとログといって、誰がいつアクセスしたかというのは全部把握できています。ですか

ら、今回もそういうシステムは必ず付いておりますので、だから簡単にそれを閲覧したからといって、証拠が残らないわけではないです。

○委員（興梶壽一君） 興梶です。

今すべて職員のほうはLANにつないどるとですよね。戸籍のあたりも、見ようと思えば今見られていると思うとですよ。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 後藤でございます。

今の業務で見れる部分と見れない部分の限定があるんですよ。だけん、例えば今の総合行政システムという中だけでも、例えば我々は所得、課税関係のデータは見れないし、今おっしゃる戸籍の部分も見れないんですよ、今の段階でも。だから、そうやって担当担当で見れる者と見れないものがもう既にありますので、それはないと思います。

それともう一つ言っているいいですか。すみません。先ほど課長が言いました、その履歴が残る話なんですけど、それは結局、後々あと1年ないし2年あたりに、マイポータルというのが出来ます。それはインターネット上に公表されていまして、それを自分の番号を打ち込むことで、その履歴を見ることができます。誰がどういうふうに使っていたかというのが、そこまでを公表しますので。だから、一応国としては言葉上はそういった形でやっていますよという話で説明は受けておりました。以上です。

○委員長（芹口誓彰君） いろいろあるかと思いますが、一応これで審議を終わります。

これから討論を行います。討論はほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） それでは、本案につきまして採決いたします。議案第56号、高森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第59号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

総務課の説明を求めます。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 一般会計補正予算案の説明をさせていただきます。課長補佐 岩下です。

まず、議案書5ページの第2表地方債補正が財政のほうで提案させていただいておりますので、御説明させていただきます。

まず、追加の項目です。口座振替データ伝送対応業務委託料ということで、これは会計課のほうで、税や料金などの口座振替につきまして、現在はフロッピーディスク等でやり取りをしていたものを、来年4月1日以降、ネット環境でやり取りをするというものでございます。今年度は27年度中にシステムの改修等を実施する予定でございまして、来年4月1日からということで、年度内に契約を締結する必要がございます関係で、債務負担行為を追加で計上させていただいたところでございます。

次のアグリセンターのトラクター購入費につきましては、次の廃止との関連がございまして、最初にリースで設定をしておりましたが、リースの場合ですと、残価設定とリース期間満了の購入等の問題がある関係で、割賦販売、つまり分割払いでの購入がベストと、そちらのほうがより良いということで、そちらに変更するものでございます。そこで、期間とか限度額の変更であれば、債務負担等でいけるかと思ったんですが、そもそも導入の形態をリースから購入に変えるということで、内部で検討しました結果、リース料については廃止ということで、購入について追加で対応させていただくということで、今回提案をさせていただいたところですよ。

続きまして、6ページ、次のページの地方債の補正でございましてけれども、臨時財政対策債につきまして、額の限度額の変更をさせていただいております。今年度の配分の限度額が確定をいたしました。1億4,569万円ということで、増額をさせていただいております。昨年度とほぼ同額、昨年度が1億4,600万円ということでしたので、ほぼ同額でございまして、ここ数年、1億4,000万円台から1億5,000万円台ぐらいで推移しております。以上です。

続きまして、歳入に移らせていただきたいと思います。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 総務課長補佐 後藤でございます。

9ページの一番下の国庫支出金、14款になりますけれども、その中におきまして2目の総務費国庫委託金でございまして、この委託金につきましては、自衛官の募集委託金というのが従来1万9,000円というところではございましたが、3年に1回、強化をするということで、強化費ということで上げられます。今回1万8,000円強化費として多くいただきましたので、その分を計上させていただいております。

続きまして、次のページ、10ページを開けていただけますか。

15款の県支出金でございまして、2目の総務費県補助金でございまして、選挙

人名簿のシステム改修費ということで33万3,000円上げさせていただきました。これはもう既に御承知のとおりでございますが、公職選挙法の改正によりまして、平成28年から18歳以上の方々も選挙に加わることができます。従来の20歳以上、その差を埋めるためのシステム改修としまして、県のほうから半分の助成ということでございますので、その金額を上げさせていただきました。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 課長補佐 岩下です。

次の11ページが一番上の権限移譲事務委託金でございます。今年度の委託金額が確定をしたところです。ちなみに前年度の実績をもとに当初予算で計上しておりましたけれども、特に今回、ちょうど真ん中ほどの浄化槽法に基づく事務が9万7,000円と大幅に減額となっております。前年度の実績が19万6,000円でしたので、半額以下ということで、浄化槽法に基づく事務が特に減額になってところでございます。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 総務課長補佐 後藤でございます。

その下の5節の熊本県知事選挙費委託金でございます。既に新聞等で報道がありますとおり、3月27日ということが決定しております。それに伴います県からの支出金としまして570万円を計上させていただきました。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 課長補佐 岩下です。

次の基金繰入金の基金繰入金でございますけれども、今回の財源調整といえますか、そこで財政調整基金からの繰入金を2,670万2,000円、こちらを減額させていただいたところです。

次のページ、12ページ、町債につきましては、先ほど地方債で説明をいたしました。全額、交付税で措置されております臨時財政対策債を増額計上させていただきました。

次のページから歳出の説明とさせていただきます。

まず、一般管理費でございます。需用費、これは本年度の見込みで増額をさせていただいております。

次の財政管理費の賃金ですね、147万円減額をいたしました。これは財務会計のデータ整備事務で村上源喜さんに来ていただいて、整備していただいたんですが、当初は臨時で計上していたんですけれども、再任用での雇用ということになりましたものですから、今年度この賃金は不要となりましたので、減額をさせていただいたところです。

1行飛びまして、車両管理費の需用費で修繕料、こちらは19万1,000円、今年度の今後の車検あるいは点検等を考慮して増額をさせていただいたところです。

次の公課費につきましても同じで、今後の車検、点検等を考慮して増額をさせていただきます。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 総務課長補佐 後藤でございます。

次は14ページをお開きいただけますか。

一番下でございます総務費選挙費でございます。選挙管理委員会費の委託料としまして、先ほど申しました選挙人名簿のシステム改修費といたしまして66万8,000円を計上させていただきました。今日の時点で、対象となります人員のほうで、18歳51名、19歳36名が、今回対象となります。来年の参議院選挙からですので、若干数字に動きはあろうかと思えます。

以下、その次でございますけれども、県知事選挙費でございます。これにつきましては、例年のおり、それぞれの各費目につきまして計上させていただきます。選挙事務でございますので、ある程度、どの事務も同様の流れでいっております。ただし、期間といたしまして、知事選挙の場合が17日間でございます。ちなみに告示が3月10日となっております。3月10日から3月27日までですので、その分につきましては若干経費のほうは通常選挙よりも多くなっております。知事選挙につきましては、以上でございます。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 課長補佐 岩下です。

次のページの16ページでございます。

民生費でございますけれども、人件費を増額させていただきますので御説明させていただきます。社会福祉総務費です。一番上のところです。職員手当です。退職手当組合の負担金が見込みで少し足りない、見込みで増額をさせていただいたところでございます。

○総務課長補佐（後藤一寛君） それでは、20ページをお開きいただけますか。

中ほどに消防費がございます。消防費の1目の常備消防費でございますけれども、これにつきましては財源の組み換えということで、7万7,000円減額をさせていただきます。これはすみません、手前の11ページをお開きいただけますか。一番上の15款の県支出金の中に火薬類取締法に基づく事務委託金がこれが6万5,000円ございます。それと、その一つ飛ばして、その下に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化事務というのが1万2,000円ございます。この分が事務費としてまいっておりますので、この事務につきましては常備消防のほうが行っております。従いまして、この中から7万7,000円を常備消防費に持ち出している分から減額をさせていただいたということでございます。

続きまして、その次の非常備消防費、消防団につきましてはまず旅費でございますけれども、年明けに竿頭綬と申しまして、竿の先に付ける分でございます。

それを消防署から受領がほぼ確定しております。その分に伴います旅費でございます。それと、需用費につきましては、それぞれ消防団のホースでありましたり、ジェットシューターでありましたり、そういったところを補修をしていきたいということでございます。食糧費につきましては、先だって叙勲の祝いとか、そういったものでありましたり、女性消防の関係とか、そういったものがはいつてきましたので、その分で食糧費が足りなくなりましたので、その分について補正をさせていただいております。それと、最後に備品購入費でございます。これにつきましては、小型の積載、小型の可搬ポンプを3台購入をする予定にしておりました。予定額よりかなり安めに買うことができましたので、これを109万9,000円減額をさせていただいております。消防費につきましては、以上でございます。

○総務課長補佐(岩下 徹君) 課長補佐 岩下です。

次のページ、21ページの一番下のところで、公債費の説明をさせていただきたいと思っております。元金につきましては130万円の増額、次のページにかけての利子につきましては310万円の減額でございますが、この主な理由につきましては、平成26年度の借り入れた分、過疎債、特に大きかった分です。5億数千万円ございましたが、これを据え置きしないで償還を始めた関係で、もう初年度からもう返済が始まっていきます。それで、当初予算で利率の設定のところで1%高めに組んでいたというか、予算よりも実際借りた額が1%下がったという関係で、これで約40万円ぐらい、要は利率が下がると元金の償還が早くなってくるので、一番最初のときは元金が多くなって、その代わり利子が低くなっておりますけど、その関係で今回、元金が増えて利子が減っているということもございます。それと、もう1点が平成17年度に借り入れました臨時財政対策債が、臨財債は通常20年で借り入れを行います。10年後に利率の見直しを行いますけれども、17年度の借り入れの利率が1.5%でありました。今回、利率の見直しで1.5から0.4%に変わっております。その関係でこれもまだ残金が1億1,000万円ほどございますが、この利率が変わったことによって、元金が30万円増えるということと、利子が約60万円減るといふ、そういう効果が、さっき言ったように利率が下がると元金の償還が早くなってくるということで、その関係で今回、公債費につきましては元金が130万円増と、利子の310万円の減額という状況が発生したということでございます。

次の諸支出金、22ページの基金については、財政で管理しています関係で、ふるさと応援寄附金、こちらは寄附だったら、必要経費を差し引いた分、残りを全部基金に積み立てるといふことから、今回3,170万1,000円をふるさと

応援基金ら積み立てるという予算を計上させていただきました。

それから、最後に23ページから24ページにつきましては、先ほど民生費のところでは退職手当組合負担金の増ということでございましたものですから、今回、明細書もそういうことで増額をさせていただいたところでございます。

一般会計の御説明は以上でございます。

○委員長（芹口誓彰君） 総務課の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから本案につきまして採決いたします。議案第59号、平成27年度高森町一般会計補正予算につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務課に関連する付託案件につきましては終了いたしました。

お疲れでございました。

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） 続きまして、日程第2、所管事務の閉会中の継続調査につきまして審議いたします。

閉会中の継続調査につきましては、1、行財政の運営に関する事項、2、地域振興に関する事項、3、町有財産の管理に関する事項、4、環境衛生に関する事項、5、町税に関する事項、6、防災に関する事項、7、地籍調査に関する事項、8、商工の振興に関する事項、9、観光の振興に関する事項、以上、9事項を閉会中の継続調査事項とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

たいへん12時を過ぎましたが、慎重に御審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

御苦勞さまでございました。

-----○-----

閉会 午後0時20分

平成 27 年第 4 回定例会

建設経済常任委員会会議録

平成 27 年 12 月 9 日

高 森 町 議 会

平成27年第4回定例会建設経済常任委員会記録

平成27年12月9日

開会 午前10時00分

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 皆さん、おはようございます。定足数に達しましたので、建設経済常任委員会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第1、本委員会に付託されました案件について審議いたします。

まず、建設課関連の議案第59号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言ってください。

それでは、建設課の説明を求めます。

○建設課長（松本満夫君） 建設課の松本です。おはようございます。

今回の建設課で補正をお願いしておりますのが、道路新設改良費の20ページをお開きください。

道路新設改良費におきまして、賃金が50万円と使用料賃借料が50万円ということで、これにつきましては説明欄にも書いておりますように、地権者とか地域住民の要望に柔軟に対応するための補助対象とかにならないときの工事が発生した場合の予算を、今回見込み額が不足するため補正をお願いするものでございます。

それと、19節の負担金補助及び交付金につきましては75万円をお願いしております。これにつきましては、単県事業負担金ということで、9月の補正後に確定しました負担金が既定額よりも30万円不足しましたことと、それと追加の決定額が45万円県のほうから通知が来まして、合わせて75万円の決定額に出しまして、既定額を差し引かまして75万円ということで今回お願いするものでございます。

以上、簡単ですけど概要について御説明申し上げました。よろしく申し上げます。

○委員長（後藤三治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（岩下健治君） 2番、岩下です。

賃金と使用料については見込み額ということで、路線名については決まっていということでしょうか。それと、単県道路の事業の負担金、これは津留・柳谷と竹田・五ヶ瀬の追加と確定による不足分ということですかね。

○建設課長（松本満夫君） 建設課、松本です。

最初の賃金と使用料につきましては、今この路線がどうのこうのということはありません。それと負担金につきましては、津留・柳線が450万円、竹田・五ヶ瀬線が225万円、それから追加で来ましたのが、単県側溝国道265号線部分が45万円ということで、決定額が720万円となりました。予算既定額が645万円でしたので75万円の不足ということで、今回補正をお願いしたということでございます。

○委員（岩下健治君） はい、分かりました。

○委員長（後藤三治君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

今、岩下委員からも質問がありましたけど、賃金と使用料、これは工事を行うときに不測の事態が生じた場合についての対応と、柔軟に対応するための賃金と使用料賃借料ということで説明がありましたが、そのほかに原材料費関係、砂利を敷いて欲しいとか、ここはちょっとU字溝をいれてくれとか、そういった原材料費関係については補正をする必要はなかったんですか。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 建設課土木、荒牧です。

原材料費につきましては、現行予算で十分対応できるというふうに判断いたしておりますので、今回の補正は行っておりません。

以上でございます。

○委員長（後藤三治君） よろしいでしょうか。ほかに質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

議案第59号、平成27年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、建設課の付託案件については終了しました。

建設課の皆さんお疲れでございました。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） それでは、農林政策課関連の議案第57号、高森町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と名前を言ってください。

それでは農林政策課の説明を求めます。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課長の後藤です。よろしくお願いいたします。

議会の冒頭でもお話ししましたように、農業委員会法の改正によりまして、今回、農業委員の定数をまず定める必要があるということで御説明を申し上げました。説明会において私のほうから、議会の推薦枠がなくなったというふうに御説明申し上げましたけども、この改正につきましては、これは国の法律の改正によって議会推薦のそういう枠がなくなったということでございますので、町独自でこれはなくしたということではございません。まずそこを先に申し上げておきます。

それから、定数につきましての根拠となる数字でございますけども、現行の農業委員の定数が地区選出委員さんが、選挙による委員さんが11名、それから各種団体、農業共済組合あるいは農業協同組合から推薦が1名、それから議会推薦の方が2名ということで全員で14名となっております。今回の改正によりまして、全体の農地面積によりましてその定数が定められているわけでございます。本町の場合は、農業者の数が1,100名以下の農業委員会でございます。本町の場合は804名が農業者の数です。それから農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会、これは本町は2,029ヘクタールでございますけども、いずれかの農業委員会ということでございますので、農業者の数が1,100名を下回っておりますので、農業委員会の委員の定数は14名以下ということで定められております。そういうことで14名という枠でこれまでと同数の14名を定数とするということで提案をいたしております。

それから、もう1点は高森町農地利用最適化推進委員の定数でございます。議会の冒頭でも御説明いたしましたけども、農業委員さんの活動を共にすることで農地利用の集積の推進とか耕作放棄地の発生防止解消の推進、それから新規就農や企業等の農業参入の支援ということで、各地域ごとに精通した方を選んで農業委員さんと共にこの課題に取り組んでいただきたいということで、農地利

用最適化推進委員を定めるということで今回の改正がなされております。本町の状況からいきますと、本来は農地面積約100ヘクタールにつき1名の推進委員をおくことができるということでございますが、地域性その他等々を考慮いたしまして、上色見、下色見から各2名、それから高森町部から3名、それからそれ以外の地域につきましては、各大字単位で1名ずつ出していきたいというふうに考えまして、全体数としては18名以内ということで定めております。これは18名以内としたものは、現行は18名で構成しておりますけれども、諸情勢等を勘案して18名ということで、以上がこの定数に関する御説明でございます。

以上です。

○委員長（後藤三治君） それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（岩下健治君） 2番、岩下です。

今の説明で上、下色見各2名でしょ、高森地区で3名、残りが18から引くと13名ということですよ。それから大字というのが、これ駐在区という考え方かな。大字はいっぱい。

○農林政策課長（後藤健一君） そうですね。駐在区ですね。

○委員（岩下健治君） だから、あと抜けた山東部の駐在区で13駐在区あるということかな。ですかね。

○議会事務局長（佐藤幸一君） 大字なら11ですよ。上色見で各2名なら4名です。

○委員（岩下健治君） ああ、4たい。ごめん。各地区からだけん。ごめんなさい。

○委員長（後藤三治君） 今の件はよろしいですか。

○委員（岩下健治君） はい、分かりました。

○委員長（後藤三治君） ほかに何かありませんか。はい、どうぞ。

○委員（田上更生君） 田上です。

農業委員会の委員さんの定数14でございますけれども、今回は定数のほうが多少方法が変わりましたけれども、やはり地域にある程度熟知した方々の委員をおくというようなことで、やはり今まで選出されている委員さんですね、その数を各地域に、やはり踏襲するような形で配分をしていただきたい。それに関してはやはり町長等の任命がありますので、その人数を町長も、その各、野尻あるいは草部、色見、高森、今までの選出の委員の人数ですね、それが踏襲していただくような形の中で、選出の方法については町長がある程度その中に町長推薦なり、それから町長が考えておられるような推薦を上げていただいてもいいですけども、そういう委員さんの割り振りですね、それが可能なのかということではちょっとお伺いしたいと思います。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課長の後藤です。

今、田上委員からもお話しがありましたように、当初のこちらの予定といたしましては、各農業委員さんを区域からの推薦という形と、公募を実施しなければならないというふうに定められております。この推薦というものは、当然地区推薦もございますし、農業協同組合あるいは農業共済組合あるいは各種団体の推薦ということでございますが、これまでは農業共済組合や農業協同組合に対しましては、推薦の依頼書というのを提出いたしまして、それでそれに応じて上がってきていただいた方を町長のほうに、こういう推薦が出てきましたということで農業委員さんになっていただいている経緯がございます。今回の改正によりまして、地区推薦とか公募につきましては必ずしも強制ではございませんので、あくまでも各種団体あるいは地域から推薦をしていただくと、そしていただいた方が必ずしも農業委員になるとは限らないということでございます。ですので、先ほど田上委員さんから話がありましたように、各地区からの推薦が全地区出てくるということも、それは必ずしもあるかどうか分かりませんでしょうし、あるいは公募をどの程度の方が公募されてくるかということも分かりません。公募の期間、推薦期間はおおむね1カ月間を予定しておりますので、この1カ月間の推薦なり公募の折を待って、その後それが定数を超過しているような場合であれば、選考委員会というのを設置いたしたいと思っておりますので、その中で御協議いただいて、地域性とかあるいは認定農業者であるかとかそういうこと等を考慮されて御決定いただいて、それを町長に提出ということになります。

○委員（田上更生君） 田上です。

農業委員さんについては、やはり一つは権限移譲的な部分も地方分権という中で、権限移譲のような部分の大きい部分があつての選出方法の市町村長に責任を持たせる政策の推進の部分もありますし、責任を持たせるという部分での改正だろうというふうに思いますので、農業委員さんの14名、今までは11名が地域推薦みたいな形で上がってきておりましたけれども、地域の方々とは町長がしっかりやっぱり議論をしていただきながら、今までのような11名については選出の仕方をお願いしたいというふうに思いますし、学識経験者として各団体等から3名ありましたけれども、今回議会選出がありませんけれども、それについては許認可等のいろんな部分がありますので、公平にですね、やはり本会議の中で提案があつたときに利害うんぬんという話もありましたけれども、やはり公平な判断ができる組織という部分、それからやはり農業委員会が進めていく政策事業等についてお力添えを必要な団体とかですね、そういう人たちを町長あるいは執行部のほうで協議していただいて、推薦願いを出すというような形を取らせていただいたほうがいいのではないのかなというふうに思いますし、農地利用最適化推

進委員さんですね、これはもう当然、各地域の協議の中の選出になるかというふうに思いますので、そういう部分で生かされますので、14名についてはある程度町長の考え方なりを入れた、町長がやはり農業者等にも御相談をしながら上げていただくというのが、非常にこれからの農業政策を推進していく中にも必要ではないのかなというふうに思いますがどうでしょうか。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課長の後藤です。

町長も議会の中で御答弁をされたと思いますけども、選出方法それから選任に当たっては議会の皆さん方とも協議しながら進めていきたいというふうにおっしゃっていましたので、当然、今承りました御意見をまた町長のほうに繋ぎまして、まず第一段階として選考等につきましては、今田上委員からもお話しがあったように、当然、町長のお気持ちと地元の方々の協議分を兼ねてから、それを通して地域ごとに旧地域のバランスが崩れないような形で進めていきたいというふうに思っておりますし、当然、定数をオーバーすれば選考委員会も設置することになることになると思いますが、是非それにも議会のほうからも構成員になっていただいて、一緒に御協議していただけたらというふうに考えております。

○委員長（後藤三治君） ほかに何かありませんか。はい、どうぞ。

○委員（森田 勝君） 森田です。

今回の改正に女性、青年という登用の促進をとらうとありますが、恐らく今までの各地域選ばれておられる農業委員さんの顔ぶれを見ますと、だいたいある程度年を召されたという今度ちょっと失礼になりますが、だいたい60から70の中間ぐらいの方が多く出られております。やはりここに書いてありますように、青年それから女性の声をできますなら私も各地域の中で話をされて、そういう若い人が今後農業委員会に出てもらうような形を取ってもらうと大変有意義な話が出るし、今後そういう若い人がどういうふうな高森町をよりよくしていこうというふうな話があるのかも、同じ農業委員をされてる方などのお話が出るんじゃないかと思っておりますので、その点についてどのようなお考えを持っておられるのかをちょっとお伺いします。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課長の後藤です。

森田委員がおっしゃってもらいましたように、確かに青年や女性の登用ということで、本会議の折にもそういう御意見が確かにございました。町長の基本的な考え方として、この青年や女性の登用というのを大変重要視されておられます。できる限りそういうこれから地域を担っていくであろう若い女性の方あるいは青年の方等を念頭に選考も考えていらっしゃるようでございますので、今、森田委員がおっしゃられたような方向で選考もいくというふうに思います。

それから、さらにもう1点、ちょっと私のほうから説明が漏れておりましたが、本会議でも申しあげましたように、今回の農業委員は過半数が認定農業者でなければいけないということで規定がございますけども、本会議で申しあげましたように、区域内の認定農業者の数が委員の定数の8倍を下回る場合には、以下のとおりでよいということがございます。うちは農業委員の数が14名でございますので、112名が8倍の数になるわけですけども、現在95名だったと思いますけど。

○委員（岩下健治君） 認定農業者。

○農林政策課長（後藤健一君） はい。でございますので、8倍は下回ってるということで、その8倍を下回った場合には、認定農業者のOBあるいは認定農業者の農業に従事経営参画者の親族、それから新規就農者あるいは集落営農組織の役員あるいは首長の計画に位置付けられた農業者、これは人・農地プランとかクラスター事業とかそういうことになっていらっしゃる方を指しますけれども、そういう方々も認定農業者と同等の扱いとするということでもいいことだとなっております。ただし議会で申しあげましたように、この半数を認定農業者に準ずる者を含めた上で半数ということになると、また議会の御承認をいただくことになると思います。今後の地区推薦あるいは公募の結果を持って名簿等が作成は終わりました、今のような認定農業者が半数を占めない場合には、また議会のほうにお願いいたしまして御承認いただくことになっていくと思いますので、その折にはまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員（岩下健治君） 2番、岩下です。

もう一点いいですか。提案説明のときに農業団体と商工会とおっしゃったと思うんですよ。そこの商工会というのは学識経験者と言ったら分かりますけれども、なんかちょっと場違いな感じがしましたので、そこ辺の根拠をちょっと教えていただいたらと思ひます。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課長の後藤です。

今回、利害関係がないものということで、こちらのほうでいろいろ、例えば農協職員の退職の方とかいろんなことが想定されたわけでございますけども、直接農業に関与してない方々の代表ということで、こちらの事務局の案として商工会というのを一応議場ではそういうふうにご提案をいたしたところでございます。ただ、先ほど田上委員がおっしゃったように、地区推薦者の11名枠と推薦枠については一旦白紙に戻して、町長と協議してそういうふうな団体というのをまた再検討すべきじゃないかということで申しあげられましたので、また町長、それから議員さんとも協議いたしまして、それでまた団体等の選考も見直したいという

ふうに考えております。必ずしも商工会にこだわるわけではございませんので、そのところは申し上げておきます。

○委員（岩下健治君） あくまでも案であったということね。

○農林政策課長（後藤健一君） はい、案です。

○委員長（後藤三治君） ほかにありませんか。はい、どうぞ。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

公募、推薦オーバーした場合、選考委員で選考会を開いて決定するというような話がありましたが、だいたい選考委員というのはどういったメンバーで何名ぐらいを考えておられるのか、それからもう一つはですね、これは農業委員の任期は3年かな、だから選考委員というのは3年ごとにオーバーしたときに随時設置をされるのか、あるいは3年ごとに前もって設置をされておくのか、それが1点と、それから農地利用最適化推進委員、これについては推進委員も総会、部会に出席して意見を述べることができるということですので、これは農業委員会の総会の度にこの推進委員を同席をすると、そして意見を述べるということになるのか。必要に応じて農業委員会が出席を求めてするのか、これをこのまま見ますと推進委員も総会、部会に出席して意見を述べることができますということであれば、総会に同席をするような感じはしますけれども、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○審議員（古澤要介君） 農林政策課、古澤です。

まず最初の御質問でございますけれども、選考委員会にどういうものをお考えかということでございますけれども、学識経験者としましては議会の議員さん方もそれに含まれるかと思っておりますけれども、それから自治会、地域の代表者、農業委員の経験者であるとか、それから農林政策課長とか、それから農業委員の事務局長もこちらを兼ねておりますけれども、それから農業委員会の会長等々を考えております。選考対象者に農業委員会の会長が含まれるときは、その他の農業委員から選出するというふうに考えております。

それから、二つ目の御質問で農地最適化推進委員が農業委員会にも参加することができるということですが、これはいつも参加するというものではなくて、例えば、その地域の案件が上がった場合とか、どうしてもその推進委員の御意見を聞かなければならない必要がある場合に出席を求めて聞くということになっております。

○委員長（後藤三治君） よろしいですか。はい、どうぞ。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

先ほどの選考委員、これはいろんな学識経験者とか自治会とか地域代表とか農

業委員の会長とかですが、これ設置規則か何かを作って常時設置をしておくということになるわけですかね。

○審議員（古澤要介君） 農林政策課、古澤です。

ちょっと申し漏れておりましたけれども、規則を定めてその任期につきましては3年間ということをお願いするというふうに考えております。

○委員（芹口誓彰君） 部分設置じゃない。分かりました。

○委員長（後藤三治君） ほかにありませんか。

○委員長（後藤三治君） 私のほうから質問したいと思います。後藤です。

私も今回の農業委員の法改正によりまして当初、現在14人ということだったんですけど、最適化推進委員が置かれるということで農業委員の人数が相当減ると、半減するんじゃないかといううわさがずっと回っておりました。実際、今回の条例見ますと現定員と同じということですが、これ14人でなければいけないのか、14人以内でいいのかですね。例えば、先ほど従来の11人に農業協同組合、共済組合とか商工会、一つの案ということでは言われましたけれども、人数合わせをするとそういったことになると思うんですよね。以内ということであれば、その商工会、先ほど答弁されました今後いろいろまた検討していきたいということでしたが、14人以内ということになれば、その人が入らなくてもいいという要件にもならせんだろうかと私も思うんですけれども、14人でなければいけないのか以内でいけないのかというのが1点ですね。

それから、今芹口委員のほうからも言われました選考委員メンバー、要するに今回は条例はこういう法によりまして人数がこういうふうになりましたということですけども、やはり早急に選考委員メンバーの規則等整備して、やっぱりそういう人を選任して、どういった方法で選出した方がいいかを、やはり早急に話し合っただけで欲しいなど、やっぱりそれが一番大事だと私は思うんですけれども、立ち上げをいつどうされる予定なのか、その2点だけをお伺いしたいと思います。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課、後藤です。

まず、冒頭におっしゃいました14名ということでございますけども、本町は本来は定数が、以前からいきますと20名当初は定数枠があったわけです。ただ、各種のいろんな行政改革とかそういうことで定数削減ということで、現在は14名という枠に収まっております。本来ならば農業委員さんも各地域にお一人、先ほど冒頭の申しあげました18名とは申しませんが、本来はもう少し地域ごとに農業委員さんもいていただければならないのが実情です。一人の農業委員さんで広大な地域を受け持たせていただく方も現在のところいらっしゃいます。ですので、こちらの考えとしては上限の14人いっぱいはず確保しておく必要

があるということで、その中で地域の実情を見て、どうしてもこれは地域的にこっこのほうの推薦委員のほうを削ってでもこちらの地区のほうを増やしたほうがいいのか、あるいはその逆の形になる可能性もありますけども、14名という枠は国が認めた最高の基準でございますので、この定数だけは何とか確保したいということで14名というふうに定数を定めております。

それからもう1点は、選考委員ですね。選考委員でございますけども、今後藤委員長さんおっしゃったように、今回の改正がありましたので、ある程度人選が整う前に早期に立ち上げまして、選考の過程とかどういうふうないきさつでこういう選考委員を設けなければならなかったのか、あるいは選考の基準となるものの事前の説明会ですね、そういうのは事前に進めていきたいというふうに思います。ある程度のあれが出てきましたら、その中で協議していただくという形で、それがスムーズに流れていくように、こちらのほうでは早め早めに対応を予定していきます。

もう1点ですが報酬等につきまして、今回改正によって報酬等も当然議題に上ると思います。報酬等につきましては報酬等の審査会がありますので、こちらのほうを開催していただいて、報酬等も農業委員さんへの報酬、それから最適化推進委員の報酬もその中で御決定いただく予定でございます。これはまだ先の話でございますけども、事前に委員さんのほうにお伝えしておきたいということでただ今申し上げました。

以上です。ありがとうございました。

○委員長（後藤三治君） いろいろ説明もありましたし意見のほうも出ましたが、まだこれだけ聞きたいというところがあればお出しいただきたいと思いますが。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。

議案第57号、高森町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 次に、農林政策課関連の議案第59号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

それでは、農林政策課の説明を求めます。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課の後藤です。

本補正予算につきましては、歳入それから債務負担行為それから歳入、歳出とございますので、それぞれ担当係長より御説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

○有機農業推進係長（甲斐武敏君） 農林政策課の甲斐です。

アグリセンターのトラクターの購入費で債務負担行為を上げておりますけど。

[「5ページ」と呼ぶ者あり]

○有機農業推進係長（甲斐武敏君） 5ページです。トラクター更新に伴い当初リース契約としておりましたけど、リース契約として使用料及び賃借料で予算を計上しておりましたが、リース契約ですと現存価格が発生しますので、割賦契約にし購入費を廃止にしました。リース契約を。備品購入費のほうに科目を変更しました。

以上です。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係の村上です。

補正予算書10ページをお開き願います。

15款県支出金、2項県補助金のうち、5節農林水産業費県補助金です。4林業振興費補助金減額599万5,000円です。こちら歳出項目に関連しますので、そちらで詳しく説明いたします。

○審議員（古澤要介君） 農林政策課、古澤です。

その下、農地中間管理機構集積協力金の184万4,000円の増でございますけれども、歳出でも出てまいりますけども歳入のほうで詳しく説明させていただきたいと思います。農地中間管理機構に農地を集積して預けて、それから貸してる場合も当初予算額が経営転換協力金と申しますのが、その完全に農業をリタイアするか若しくはその一部門をやめて部門を認証するかについて経営転換協力金のほうには出ます。その面積に応じて額が変わってまいりますけども、0.5ヘクタール、5反以下が30万円、5反を超えて2ヘクタール、2町以下が50万円、それから2町以上2ヘクタール以上が70万円ということで、当初におきまして、その件数が5件ずつを想定して750万円の予算を計上しておりましたけれども、実績といたしまして5反以下が8件、それから5反から2町までの間が8件、それから2町以上が3件ということになりましたので、850万円かかるということで100万円の増をここに計上しております。

それから、耕作者集積協力金と申しまして、機構に預けている土地の隣か若しくは2筆重なる土地を機構に預けた場合に、集積に協力するという形で耕作者集積協力金というものがございますけれども、当初100万円を予定しておりましたけれども、草部関連の法人立ち上げ等々で422アールほど増えましたので、84万4,000円を増額し、合計の184万4,000円を増額にお願いするものでございます。

以上です。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係の村上です。

続きまして、10節多面的機能支払交付金減額1,354万3,000円、続きまして、11節多面的機能支払事業推進費補助金減額435万1,000円です。この10節のうち減額1,354万3,000円につきましては、歳出項目の確定に伴います減額となっております。また歳出項目で詳しく御説明加えさせていただきます。11節多面的機能支払事業推進費補助金減額435万1,000円につきましては、今年度よりこの推進費補助金という項目が廃止されまして、多面的機能支払交付金にまとめて交付されることになりましたので、こちらで減額しております。

続きまして、予算書の歳出項目に移りまして18ページをお開き願います。

18ページ、歳出。5款農林水産業費、1項農業費、2節農業振興費のうち、19節負担金補助及び交付金です。多面的機能支払交付金減額763万4,000円となっております。こちら補助事業に取り組みまして2年目になりまして、6月からまた説明会もありまして取組面積を増やしたく回ったんですが、当初農振地の約40%まで増える見込みでありましたけど、本年が中山間地直接支払制度の更新の年度に当たりまして、対策に取り組まれない方が大分いらっしゃっております。そちらで面積が減りましたりですとか、なかなか農振地に入っていないところが上がってきたりですとか、そういった部分で40%目標にしましたが、大体36%にとどまっております。そちらでいろいろ差し引きしまして、こちら763万4,000円の減額ということになっております。全体の事業実施規模としまして、町内で団体が20団体で事業費が3,932万4,000円の事業規模となっております。こちらが1期5年にわたり交付されて今2年度になっております。集計しまして合計763万4,000円の減額となっております。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課の後藤です。

第5款、第1項農業費の第4目の農林業地域改善対策事業費の役務費でございます。役務費につきましては、建物共済保険料の1万4,000円計上しております。これは建物の構造をこれまで共済のほうで1階の構造であるというふうに見

ていたんですけども、実地調査等、構造等を見直されて上の段に仕様で道具とかを置く棚が、中二階みたいなのがあるわけですが、それが2階というふうに見直しをされましたので、その分の保険料が今年度分は1万4,000円増額ということになったとしております。

それから22節の補償、補填及び賠償金でございます。これは以前委員さんの全員協議会というのを開いていただいて、今ガラス温室について今後の在り方をどうすべきかということで御相談申し上げた、その項目、節のことでございます。当初は慰労金という形で本年これまでのいろんな管理をしていただいた形で慰労金ということで、まずお支払いをいたしております。今回、先方と協議いたしまして離農していただくということで、離農のためにこれまで持ってらっしゃいましたガラス温室なりのバラをこちらのほうで買い取って、その補償金をお支払いするという形で離農していただくということで協議ができましたので、今回計上させていただきます。算出の根拠といたしましては、土木の花木の補償金が大体1本当たり1,800円でございますけれども、平成4年に植え付けられております。5年から収穫をされて現在27年ですので25年ほどもう経過しております。ですので1,800円という価格はどう見ても高すぎるということで、3分の1の600円で計上しております。本数は5,932本です。355万9,200円が補償金の金額でございます。

以上です。

○審議員（古澤要介君） その下、農業委員会費ですけれども、車両・燃料費が不足しております。当初の見積もりが甘かったと思われましてけれども5万2,000円の増額をお願いしております。

その下、農業経営基盤強化事業費でございますけれども、先ほど歳入により説明申し上げました農地中間管理事業にかかる機構集積協力金の184万4,000円の増額でございます。

以上です。

○有機農業推進係長（甲斐武敏君） 有機農業推進係の甲斐です。

引き続き18ページの10目農業活性化施設費、11節の需用費で修繕料に30万円を計上させていただきました。9月下旬にタイヤショベルの修繕に既定額を7万5,000円ほどオーバーしました。アグリセンターの機械等も13年目となり今後も修理が見込めるため30万円を計上させていただきました。

次に14節使用料及び賃借料で150万円をトラクター更新リース料として計上しておりましたが、リース料だと最後に現存額が生じるため割賦契約に変更となり、備品購入費へと科目変更となりました。

次に18節備品購入費ですが、14節使用料及び賃借料のトラクター更新リース料から備品購入費に科目を変更させていただきました。

以上です。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係長、村上です。

続きまして、5款2目林業費、1節林業振興費です。19節負担金補助及び交付金です。緑の産業再生プロジェクト促進事業減額599万5,000円です。こちらですね、阿蘇森林組合の事業実施主体となりまして高性能の林業機械の導入を進めております。こちらが入札によります減額によりまして、歳入歳出とも同額599万5,000円減額しております。

次のページに移りまして、2節鳥獣被害対策費です。1節報酬9,000円の補正額となっております。こちら鳥獣被害対策実施隊というのを結成しております。今年度に9名入られましたので、年間の報酬が1,000円です。1,000円×9人で9,000円増員分を増額補正しております。続きまして、9節旅費です。普通旅費12万円です。こちら今、総務省の事業で広域鳥獣クラウド推進事業を実施しております。その中で実施団体によります事業の報告会と総務省での実績報告が予定されております。そちらに関します必要旅費を12万円、6万円の2回分計上しております。

以上です。

○農林政策課長（後藤健一君） 以上で説明終わりました。

○委員長（後藤三治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

トラクターのリース料関係、これは28年度からリース料600万これを購入費ということで今回が債務負担とされております。それから、18ページにおきまして、トラクターの更新リース料150万円減額、備品購入150万円増額ということになっておりますが、この関係についてはちょっと説明してほしいと思いますけれども。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課長の後藤です。

当初これはアグリセンターの運営委員会というのがございまして、その中でトラクターの更新をするということで、それを選考委員になっていただきました。2社ですね当初応募があったわけですが、そのうち1社が辞退されました。その当初の募集のときの条件としまして、現存のトラクターを下取りしていただく代わりに750万円という条件でできるところを考査してほしいということで、しかも残存価格については残らないようにということが条件でしました。

ジョンディアとニューホランドの2社の機械があったわけですが、ジョンディアのほうを皆さん現地で見ていただいて、こっちのほうがよかろうということでした。当初リースで750万円ということで5年間の分割と考えておったわけですが、会社のほうからリースとするとどうしても残存が5%なり見らなきゃいけないというふうなことで、会社のほうからこれは分割払いという形に変えてもらえないかということでお話がきまして、うちは当初残存価格ゼロということで一応入札の条件出してる都合ですね、リースから備品購入という形で分割払いという形を取らせていただけたらということで、今回出すようになりました。

以上でございます。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

じゃあ、27年度予算において、このトラクターをリース料の残存価格があったから、一応150万円で備品購入で買って、それから新たに28年度のリースに下取りに出すと、750万円と600万円の差額下取り150万円出すと。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課の後藤です。

27年度において下取りをしていただいて納品をしていただくと、それを5回の分割払いという形に変えるということです。リースではなくてです。リース料を5年間支払うのではなくて、5回に分けて支払っていくということです。

○委員（芹口誓彰君） 分かりました。じゃあ、27年度は150万円をまず払って、それから、あと残りの600万円は分割で払っていくということですね。はい、分かりました。

○委員長（後藤三治君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） ないようでございますが、私委員長ですが後藤から一つだけ、19ページに鳥獣被害対策費ということで、前回だったですかね、要するに上限が定められて非常に今後の捕獲に単独でということ困ってるというお話があったんですが、現在の取れ高の頭数ですね、助成いただく分はもうすでに終わってるという話も聞いたんですけども、その辺をちょっと教えていただけたらと。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係、村上です。

11月25日時点の捕獲頭数は、イノシシが210頭、イノシシのウリボウが2頭、ニホンザル16頭、ニホンジカ393頭となっております。このうち国の補助金が入りますイノシシの頭数が295頭です。イノシシは210頭ですので、あと85頭分はあります。イノシシのウリボウとニホンザルは国の増額は入って

おりませんで、ニホンジカが交付決定数が296頭です。もう97頭、猟期が始まるこの時点でもうオーバーしてしますので、これから先は県の補助金が1,000円入ってまして1万円の交付金枠でしか払うことができません。こういった予算不足と言いますか、増額分の不足が出ますということで、先々週ですね、猟友隊の隊長の方に寄っていただいて、こういった具合で予算がありませんと、しかしながら皆さん実施隊に入られてますので、町から委嘱を受けられてますので、そういった使命を持って町の有害獣駆除に当たってくださいと、そういった説明会をしております。その中でやはり隊員の方たちが、シカの1万円については納得して捕っていただけると、しかしながらイノシシの3,000円については、やはり大型のが捕れたときに、その止めさしですねいわゆる、の場合では危ないので、鉄砲で依頼した場合とかそういった経費が出ないと、そういったところで増額ができないかというところで要望が上げられております。猟友隊の方たちでもまともられて町とかにも要望を上げたいという話もされております。この前から町長ともちょっと協議しまして、こういった話が上がってますということで、増額分を要望しております。しかしやはり回答はなかなかいい回答は得られてませんで、今年度はこの金額でいくしかありません。

○委員長（後藤三治君） はい。もう一つ心配するのは、シカはもう70頭ぐらいオーバーしてるわけだろ。

○農林振興係長（村上純一君） はい。

○委員長（後藤三治君） それ予算的に足りるのかたい。

○農林振興係長（村上純一君） 予算は680頭分組んでます。残りの分はですね。

○委員長（後藤三治君） 当初予算が。

○農林振興係長（村上純一君） 当初予算で、はい。もう国からの財源の補助もありませんので、町単独としてその財源を重ねて交付するという考えは今のところ持ち合わせておりませんし、規則の中でもイノシシ1頭3,000円というふうに謳われておりますので、こちらの規則の改正が当然必要になってきますが、規則の改正するのであれば予算が伴いますので、今の段階では規則の改正にも踏み出せない、そういった状況です。国も今から県の財源が付くのであれば、当然どんどん積極的に取り組みたいですし、予算獲得に向けてこちらはどんどんアプローチしているところです。

以上です。

○委員長（後藤三治君） はい、分かりました。ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。

議案第59号、平成27年度高森町一般会計補正予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は提案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で農林政策課に関連する付託案件については終了いたしました。

農林政策課の皆さんお疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第2、所管事務の閉会中の継続調査について審議いたします。

閉会中の継続調査については、1. 農林水産業振興に関する事項、2. 土木行政に関する事項、3. 水道事業及び農業用水事業の運営に関する事項、以上、3項目を閉会中の継続調査事項とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

この後、先ほど申しましたように、昼食は先でいいと思いますけれども、それが終わりましたら現場を、町中ですのでちょっと見ていただきたいというふうに思います。特に、円福寺・坊ヶ平線は先ほども申しましたように、今年で完了ということでございますので、その辺を十分見とっていただかないといろいろ今後何かあったときに困りますので、是非お願いしたいと思います。

以上で本日の日程は全部終了しましたので、これで、建設経済常任委員会を閉会いたします。

お疲れでございました。

-----○-----

閉会 午前11時45分

平成 27 年第 4 回定例会

文教厚生常任委員会会議録

平成 27 年 12 月 10 日

高 森 町 議 会

平成27年第4回定例会文教厚生常任委員会記録

平成27年12月10日

開会 午前10時00分

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 皆さんおはようございます。定足数に達しましたので、文教厚生常任委員会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第1、本委員会に付託されました案件について審議いたします。

まず、教育委員会関連の議案第59号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言ってください。

それでは、教育委員会の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 教育委員会の事務局長の阿部です。

それでは、議案第59号、平成27年度高森町一般会計補正予算につきまして担当係長より御説明を申し上げます。

○学校教育係長（法花津和明君） 学校教育係長、法花津でございます。

補正予算についての説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。まず予算書の9ページを御覧ください。こちらの14款の国庫支出金の3項国庫委託金ですが、教育費の国庫委託金のICTの活用による教育の質の維持向上に係る実証事業委託金につきまして、168万1,000円の減額を行っております。これは歳出のほうでも同額の減少を行っておりますので、内訳についてはこちらのほうで御説明させていただきます。

続きまして20ページを御覧ください。9款の教育費の1項教育総務費でございます。こちらの2目事務局費の委託料につきまして、ICT支援員の委託契約の締結により、額が確定いたしましたことにより、委託料のほうを37万8,000円減額しております。

続きまして、7目のICT活用実証事業費ですが、こちら12節役務費ですが、今回国の文部科学省の委託事業を行うにあたりましてテレビ会議システムの記録を、通信記録等を計っていただく分、また設備の保守に関する部分で契約のほうを行いまして、その分の額が確定したことにより90万4,000円の減少となっております。主な理由ですが、当初4月からの12か月分ということで計上して

おりましたが、国からの決定が7月8月と遅くなりまして、実際の契約が10月から始まったことによるものが大きくございます。

続きまして21ページを御覧ください。こちら14節使用料及び賃借料ですが、こちらテレビ会議システムの機械のリース料となっております。こちら当初4月からの12カ月分で計上しておりましたが、10月からの契約ということで金額が77万7,000円の減となっております。

続きまして2項の小学校費です。英語検定助成金の負担金ということで上げておりました分ですが、元々町の助成、英検の受験に関しては、町のお金のほうで助成のほうを行っておりましたが、文部科学省の英語教育強化地域拠点事業の採択でこちらのほうの英検受験料の助成も認められましたことから、内容が重複するというので町の負担分を減額しております。中学校費の英語検定助成金負担も同様の理由で33万円の減となっております。

学校教育係からは以上です。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 教育委員会の事務局長の阿部です。

先ほど、教育総務費の使用料と小学校の負担金、ICT関係のですね実用の実証事業の役務費と使用料のほうで90万4,000円と77万7,000円の減額をしておりますが、先ほどですね説明では4月からの契約ということで御説明申し上げましたが、これはですね。初めの段階では4月の予定でしたが、6月の補正で一応予算を計上いたしておりますので、6月からということで一応予算を計上しておりますので、4月からではございませんので申し訳ございません。訂正させていただきます。

○委員長（立山広滋君） はい、よろしいですか。

はい、質疑はありませんか。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第59号、平成27年度高森町一般会計補正予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○委員長（立山広滋君） ほかに、ないですか。

○委員（本田生一君） ちょうど教育委員会の中でございますので、高SPO関係のいろいろなことについて。はい、すいません、8番、本田です。

この前開会の時にも町長さんから学童の駅伝大会のこととかいろいろ、中で言われておりましたけどですね、そこら辺のことにつきましてまだ高SPOのことにつきましてですね、この中でいろいろ報告等ございましたらですね、誰か、住吉君がいいかもしれん、よろしくお願いします。

○社会教育係長（住吉勝徳君） 社会教育係長の住吉です。

今、本田議員がおっしゃったようにですね、この前12月の5日の日にRKK学童駅伝大会がありまして、高SPOチームで初出場いたしまして初優勝しております。男子60チーム女子40チーム、計100チーム出てその中で高SPOの子どもたちが6年生3人、5年生1人、4年生1人、走って優勝しております。で、総合型で優勝したのは過去、今回は15回ですけど、過去初めてですね。今までは大体小学校チームとか小学校の競争クラブみたいところが出て優勝しております。大会記録にあと3秒と迫る好記録で優勝しております。この子どもたち、高SPOでサッカーをやってる子どもたちと陸上教室に行ってる子どもたちですね、出て優勝しております。今までこういうことで総合型で優勝したこともないですし、高SPOという名前がですね、また県内に知れ渡ってきてるかなというふうには思っています。これの放送がですね12月の23日の午後3時54分から1時間程度RKKで放送されますので、選手1人1人インタビューされていると聞いていますので、もし時間があればですね、皆さん、議員さんたち皆さん見ていただきたいというふうに思っております。

また小学校の部活動関係ですね、4月から移行させていただいておりますけど、徐々にですけど結果も出てきております。この前11月にですね、総合型の、全員集まったサッカー大会がありまして、その中で小学校5、6年生のチームが優勝もしております。少しながらですけど結果は部活動に移行し、小学校の部活動から社会的に移行しての少しずつですけど結果は出てるかなというふうに思っています。これも高SPOのほうにですね、補助金を議員さんのご協力もあって、いただいておりますので一応御報告だけさせていただきたいというふうに思っております。

またですね、小学校のサッカー大会が、県の大会がいろんなところで持ち回りであってるんですけど、高森のほうでもですね、是非させていただきということで町民グラウンドでもさせていただきということで、今話があります。大体8チームずつぐらい集まるんですけど、それに親がついてくるので大体100

人ぐらい皆さん高森に来てですね、サッカーの試合があるというふうに聞いております。それに伴いまして経済効果というか、お昼の弁当とかですね宿泊とか、遠くの天草からも来られたりしますんで、そういうことも今度高森の町民グラウンドのほうでやるというふうに計画が進んでおりますので、よろしく願いいたします。

あと高SPOのイベントでいろいろウォーキングとか泥リンピックとかでいろいろお世話にはなっておりますけど、ウォーキング大会で実際650名ほど来て、今回10月にあって来ていただいております。その中で宿泊をされている方が大体300ちょっと、400ぐらいいるという話を、町内に泊まられてるとか聞いておりますので、来年もまた町の活性化のために、高SPOで一生懸命やっていきたいというふうに思います。議員さんのご協力をよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（立山広滋君） よかですか。

係長、高SPO関係以外で今度の日曜日の宣伝はしとかんでいい。

○社会教育係長（住吉勝徳君） すみません。今度今週の日曜日ですね、町村対抗駅伝がありますので、高森町役場を10時にスタートいたします。高森から1チーム出場いたしますので応援よろしく願いします。1区は梅田君が走りますのでダントツで来ると思います。よろしく願いいたします。

○委員（興柁壽一君） 4番、興柁です。

ちょっと1点だけですねお願い、お尋ねばってんが。今度、議会当日に説明あったですね、社会体育の施設関係、町民グラウンド防球ネット、この県民体育祭の関係で改修されますけども、ソフトボールが会場になるとですよ。それで高森町もたぶんソフトボールに参加されると思いますが、それに向けての強化策、今度は何も計画がないですね。せっかく地元であるともなれば、少しでもいい成績で。

○社会教育係長（住吉勝徳君） 社会教育係の住吉です。

一応それにつきましては、体育協会等の兼ね合いもありますので、一応少しなりとも強化費はですね、ちょっと上げて練習をしやすい環境にですね、していこうかなというふうには思っております。

以上です。

○委員（興柁壽一君） よろしく願いします。

○委員（本田生一君） 8番、本田です。

高森の町民グラウンドにおきましてはですね、一応ソフトボールの大会をやります。前回の大会におきましてはですね、高森高校のグラウンド、また中学校の

グラウンドと利用させていただきましてですね、県民体育祭をやりました。けど前回やりましてですね、準備等についてですね大変苦労しましたので、今回は白水の町民グラウンドをお借りしましてですね、男性の大会におきましては、大会の運営等につきましてはですね高森町がやらなくてはなりませんけれども、高森山村広場、そして白水のグラウンドを使って男子の大会はやります。女子の大会はですね、西原のグラウンドを使ってですね、女子の大会はやりたいと考えております。

強化につきましてはですね、阿蘇郡のソフトボール協会の中で一応会議をやりましてですね、郡民体育祭の前に大会を7月頃からですね、阿蘇郡の大会をね、40歳の大会を開催します。その中で一応目ぼしい選手等ですね見て、来年の県民体育祭のソフトの大会におきましてはですね、選抜でですね県民体育祭を開こうというような方針でソフトボール協会のほうで考えております。ふるさと選手関係ではですね、町村会から、一応その協会等につきましてはですね、阿蘇郡町村会からも一応協会が組んでございますのでですね、そこらへんもいろいろなんかこう上手にこう協会の中でもやって、町村会からもですね、許可をいただきたい。ふるさと選手、そのことにつきましてはですね、私ども協会からではなく町村会等にもお願いをしてですね、ふるさと選手等についてはですね養成をお願いしたい、そのように考えております。

興沼議員、そういうことでございます、よろしく申し上げます。ぜひ優勝を。

○委員（佐伯金也君） 10番、佐伯ですが。

じゃあこれ付属ですね、終わったんですけども、教育委員会の管轄だと思えます、文化協会の。先般含蔵寺のほうで会議がありましてですね、その際に高森城主の末裔である高森これなんとかさんかな、歯医者さんをされてる方なんですけど、おいでになりました高森さん。あそこの中には当然あそこ自体は高森町の文化財に指定されております。熊本の木ということであそこにはもくせいが植わってるんですね。それが熊本の木に指定されております。樹齢が500年ほどありますが。その存続と、非常に老木ですからそれについて文化財としてちゃんと残せるようにということですので、文化協会のほうではですね、毎年予算見てみると非常に文化協会のほうも金額が限られておるわけですから、それについて。高森殿の杉の件もありますし、非常に天気の良い日に私の家でね車に乗ったとき外におったりすると必ず聞かれる。標木については、ちゃんと調査していただいて、それぞれ高森町内に標木がありますが、見やすいように、倒れたり見にくいところであったりするところに立っていると必ず地元の方たちに聞かれないとよその方はわからないということがありますので、その辺については今後調査していた

だくようにお願いはしておきます。

以上です。

○委員長（立山広滋君） はい。なんかそれに対してよろしいですか。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 教育委員会の事務局長の阿部です。

標木につきましてはですね、毎年予算額を確認して変えておりますので、是非調査をいたしまして予算を組んでですね、やりたいと思います。よろしくお願ひします。

○社会教育係長（住吉勝徳君） 社会教育係です。

今年5基変えるところで、今作って、今から設置する段階になってます。来年度もまた麻生先生といろいろ話して、古いところから順次変えていこうというふうに思ってます。

以上です。

○委員（佐伯金也君） もくせいぼどがなかして欲しい。要するに御船のもくせいが有名だけでも、あれと変わらんとよ。

○委員長（立山広滋君） ほか、なかですか。

○教育長（佐藤増夫君） 教育長の佐藤です。

本当に今日はお世話になりました。最後に一つだけ連絡をさせてください。

高森高校が校舎改築をされておりましたが、ようやく出来上がりですね16日の日に落成式ができる運びになりましたので、お知らせしておきます。

○委員長（立山広滋君） はい。じゃあ以上で教育委員会に関連する付託案件については終了いたしました。教育委員会の皆さんお疲れさまでした。

-----○-----

休憩 午前10時30分

再開 午前10時35分

-----○-----

○委員長（立山広滋君） それでは、住民福祉課関連の議案第59号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言ってください。

それでは、住民福祉課の説明を求めます。

○住民福祉課長（阿南一也君） はい、住民福祉課長の阿南です。

補正予算とですね、予算書の説明、予算書に基づきまして項目ごとに、担当係順に説明させていただきます。

住民福祉課、阿南です。

私のほうから説明させていただきます。まず9ページですね、9ページになり

ます、歳入ですね。14款国庫支出金ですね、国庫負担金、国庫民生費国庫負担金ですね、障害福祉費負担金、これは更生医療給付費になります。歳出の2分の1をですね、予算化しております。

続きまして5節支援費負担金、597万9,000円を予算化しております。障害福祉サービス費に537万500円ですね、それと療養介護給付金42万円。障害児給付金18万円。いずれも歳出のですね2分の1を予算化しております。

続きまして10ページになります。今度は同じ県支出金になります、民生費の県負担金になります。同じく1節障害福祉費負担金ですね123万円、これも更生医療費給付事業費になります。歳出の4分の1をですね予算化しております。同じく支援費負担金298万9,000円、先ほど国庫負担金で申し上げましたように歳出の増額分の4分の1を予算化いたしております。

続きまして歳出の部に入ります。14ページになります。総務費、戸籍住民基本台帳費になります。そのうちの備品購入費、14万7,000円をいたしております。増額につきましてはマイナンバー用の顔認証用システム機器一式をですね21万円で購入するように出しております。差額でですね14万7,000円という形でしております。このマイナンバー顔認証システムといいますのは、今現在ですね、マイナンバーの通知カードがですねご家庭に送付されております。それに基づきまして個人がですね、強制ではありませんけども申請書に基づきまして、キャッシュカードみたいな顔入りですね、顔入りのカードを必要な方については申請されて1月以降にですね、交付するよう形になっております。交付する際にその写真とですね取りに来られた本人の方が同一人物かという形をですね、こういうシステム関係に基づきましてするようにいたしております。これは田舎においてはですね、顔を知ってるからというのがありますけども、基本的には総務省のほうからですね全国一律導入するようきいておりますので、本町におきましてもこのシステムを導入するものであります。

続きまして16ページになります。民生費の社会福祉費、障害福祉費になります。以上につきましては印刷費を1万9,000円しております。それと13節、委託料576万円これは障害医療費の更生医療になります、としております。19、負担金補助及び交付金につきましては、自動車運転免許費がですね希望者がいますのでその分の方をですね一応10万円以下が限度となっております。取得費用の3分の2のですね、障害者につきましては費用補助するようになっております。最高限度額が一応10万円ですので、限度額10万円を増額いたしております。扶助費につきましては1,160万7,000円ですね。これ障害福祉サービスの短期入所からですね障害児給付費が入っておりますところの合計金額にな

ります。

続きまして17ページになります。民生費ですね、児童福祉費児童福祉総務費の扶助になります。これは出産祝い金ですね現在400万円、現在というか当初はですね400万円組んでおりましたけども、今のですね残額等を考慮いたしまして、また母子手帳の発行状況を見ますと90万ばかり不足しておりますので今回ですね、90万円補正させていただきました。

以上が今回ですね、補正をさせていただきました分の説明になります。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（牛嶋津世志君） 1番、牛嶋です。

マイナンバーの件ですか、何度も言ってますが、顔認証システム機器ですね、これ導入されますが、一般から聞かれるのが、どうしても小さい子と赤ちゃん等もマイナンバー一応登録します。そういう時顔認定が5年後とか10年後なった時はシステムも変更する、内容を変えるんでしょう。

○住民福祉課長（阿南一也君） はい、住民福祉課長の阿南です。

はい、二十歳未満の方についてはですね、発行後5年間の有効期間となります。二十歳以上の方につきましては10年だったと思います、はい。その時の申請した顔とですね、当然子どもは赤ちゃんまで、基本的には私はマイナンバーカードはですね運転免許証を持ってる方につきましてはそれで足りしますので、当然ですね赤ちゃんからマイナンバー等を必要とする形はちょっとですね、必要はないとは思っております。

○委員（牛嶋津世志君） 登録する人がおるかもしれんし。一応これは国民全員に作るよというの、マイナンバーというのは。

○住民福祉課長（阿南一也君） はい、住民福祉課長の阿南です、はい。

マイナンバーは当然外国人も含めまして、住民票がある方についてはつきます。それはなんですか、マイナンバーとマイナンバーカードちゅうのは別でですね。マイナンバーカードにつきましては必要な方が申請して受け取るような形になるとですね、キャッシュカードみたいなパス付きでですね。通常の場合におきましてはマイナンバーが紙のほうの上についたですよ、あれがあなたの番号ですよという形での通知ですので、それを保管していただいて自分の番号をですね確認されればいいと思います。当然住民票にもですね、必要な方であれば、必要な時であればマイナンバー付きカード、マイナンバー付きの住民戸籍票といえは発行しますんで、それにしますんでむやみにそんなに国のほうではマイナンバーカードの発行を勧めてますけども、特に高齢化社会においてですね、老人の方が必要ないときでも普通に持ち歩いて落としでもするとそっちのほうのデメ

リットのほうが大きいと思いますので、私個人としてはですねあまり勧める、マイナンバーカード登録のあれは勧めたくはないと思っております。

以上です。

○委員長（立山広滋君） はい、ほかなかですか。

○委員（佐伯金也君） 今、牛嶋委員のほうからもマイナンバーであったけれども、10番、佐伯です。

ありましたけれどもね、そこあたり詳しく説明しとかんとね。要はマイナンバーというとはなんか住民福祉課、住民課のほうでね戸籍とか管理するところがいかにもなんか管理が一番高そうに見えるんだけど、元々のこれの出発点ちゅうのは税務なんですよ。税金を正確に取るために個人の所得を明らかにするというのが一番の目的だったというわけ。当然中学3年生までぐらいはアルバイトちゅうのは禁止されとるから、所得があってもこの所得については通常のアルバイトの額程度だったら所得する必要、要するに申請する必要ないはずですからね。要するにそうなってくるとマイナンバーカードの発行ちゅうのは概ね必要じゃないわけですよ。高校生以上になった時にアルバイトが発生して、激しい子でも4、50万円ぐらいしかアルバイトせんと思う。それはおそらく50万円ぐらいのやつは別に問題ないんだよね。

○庶務係長（白石孝二君） 65万円までは。

○委員（佐伯金也君） うん、だからおそらく一応必要になってくるのは高校卒業して新たに就職をしたり、所得が明らかに申告をしなければならないような状況になる可能性がある人たちがマイナンバーカードを持つとかんと、もしかしたら新しい職場においてマイナンバーカードの提示が必要になってくると思います。金融機関が、以前は金融機関は口座を作ろうと思えば簡単に作れたんだけど、今は免許証なり自分の身分を証明する証明書で、免許証が一番安全なんです、出して、今はそぎゃんふうになってきよるわけですね。ですからやっぱりそのあたりについてのリーフレットあたりを、国の政策には反するようなリーフレットはできんと思うんですが。ただ顔写真を、要するに写真を掲示、一緒に付けてからのそのカードなもんだから、当然牛嶋委員が言うように、中学校3年生高校生ぐらいまでは顔は大きく変わりますよ。だけんまた作り直しをせなんことになるたい。して作り直す時にはまた手続きをする際の費用も発生するというので、そこあたりについては詳しく分かりやすく簡単に住民の方に啓発する方法を考えておいていただきたいなというふうに思います。非常に皆さん不安です、大変ですから。よろしく願いいたします。

○委員長（立山広滋君） ほか、発言なかですか。

○委員（本田生一君） 8番、本田です。

障害福祉のですね16ページの節19節の負担金及び交付金ですね、10万ですね、自動車運転免許取得と改造助成事業補助金、先ほど説明ございましたけども、ちょっとこれ上限が10万円と言われたでしょ。ですから結局、これは1人ぐらいしか申請がないわけですか。

○住民福祉課長（阿南一也君） はい、住民福祉課の阿南です。

はい、1人はですね、今現在も予算しております。基本的には今これに書いてありますとおり、自動車運転免許取得ですね、それと自動車改造事業補助金で2つあるんですよ。自動車改造につきましては10万円を限度に全額出ます。もう1つのが、自動車、今回計上しましたのが自動車運転免許取得ですね、については免許取得費の3分の2は補助します。しかも10万円までが限度ですという形ですね。今自動車の改造分は新車買ってあります。新しく10万円だけ出さしたんですけども、障害者の方がですね免許を取る可能性が出てきましたので、一応そういう形で予算を見込んでいるところです。これにつきましては基本的には2分の1だったですかね、県はですね。基本的には補助があるようになっております。

○委員（本田生一君） 8番、本田です。

だからこれ自動車運転免許取得とこれは改造助成事業補助金というのは、これはもう別個たいね。大体ね。

○住民福祉課長（阿南一也君） 別個です、はい、別個です。住民福祉課長、阿南です。

はい、当初10万円だけ予算を組んでおりました。滅多に免許取得で上がってくることはありませんので、常に大体10万円上げとけば足りたんですけども、今回、ちょっと免許取得という形が出てきましたので予算立てした次第です。以上です。

○委員長（立山広滋君） ほかに発言ありません。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 一つよかですか。立山です。

よく新聞紙上に出る通知カードの郵送率ていうか、高森町は100%いっとるわけですか。

○住民福祉課長（阿南一也君） はい、住民福祉課の阿南です。

そのことについては担当係のほうから御説明をお願いいたします。

○住民福祉課住民係長（石田昌司君） 高森町、住民福祉課、石田です。

高森町についてはですね11月21日に国のほうから郵便局のほうに来まして、

それからもう発送して、今のところ高森町では郵便局から全部配ったという連絡を受けています。それで、あるいは簡易書留、転送不要の簡易書留ですので、おられなかったりした方については役場のほうに戻ってきています。その通数が役場に返ってきたので410通。全体の大体14%ぐらいが返ってきています。ですのでこの方たちについては今から町のほうでですね、役場のほうに取りに来てくださいという通知を出して、本人確認をして配るようにしていきます。

○委員長（立山広滋君） はい、分かりました。

ほかに発言ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第59号、平成27年度高森町一般会計補正予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、住民福祉課に関連する付託案件については終了いたしました。

住民福祉課の皆さんお疲れさまでした。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

-----○-----

○委員長（立山広滋君） はい、それでは健康推進課関連の議案第59号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言ってください。

それでは、健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原です。おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

○健康推進課長（馬原恵介君） 予算は係別で予算書について説明させていただきまずんで、とりあえず今日は職員のほうに説明いたしますんで御了承させて。

予算書の9ページからお願いいたします。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係、野中です。

9 ページ歳入の 1 4 款 2 項 4 節の子育て支援交付金、これは妊娠から子育てまで切れ目のない支援ということで補助があるものですが、保健師の人件費として計上していましたが、保健師の確保ができませんでしたので補助金の申請をやめたため減額としております。

○介護保険係長（二子石 誠君） 介護保険係、二子石です。

1 0 ページをお開きください。1 5 款県支出金、2 項 3 目民生費県補助金、1 1 節の高齢者等住宅改造補助金につきまして今回 1 5 万 1, 0 0 0 円計上しております。これは在宅で病介護者等がいる世帯の住宅改修に要する費用を助成し、自立の維持促進及び介護者の負担の軽減を図るための事業で、本年度 2 件申請が上がっております。総事業費は 3 0 万 3, 0 0 0 円で県、町の補助がそれぞれ 2 分の 1 となっており、今回県補助分として 1 5 万 1, 0 0 0 円計上させていただいております。

以上です。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係、野中です。

同じく 1 0 ページです。1 5 款 2 項の 4 目子育て支援交付金、これも先ほどと同じで国、県 3 分の 1 の補助がありますので、その分の減額を計上したものです。以上です。

○介護保険係長（二子石 誠君） 介護保険係、二子石です。

歳出のほうを説明させていただきます。1 6 ページをお開きください。3 款民生費、1 項 4 目老人福祉費、1 9 節負担金補助及び交付金につきましては、先ほど歳入で説明しました高齢者等住宅改造費補助金でございまして、3 0 万 3, 0 0 0 円を計上しております。

続きまして 2 0 節扶助費でございまして、寝たきり老人等介護者手当として 8 4 万円を計上しております。これにつきましては日常生活において常時介護を必要とする寝たきり老人等を在宅介護している方に対しまして、手当を支給し精神的経済的負担を軽減するためのもので、これまでは介護保険特別会計の地域支援事業費において計上していましたが、地域支援事業実施要綱の改正がありまして、この要綱が今月公布予定となっており、一部事業につきましては地域支援事業への予算計上が認められないため、今回一般会計へ組み換えを行うものでございます。なお、本来なら特別会計のほうで計上しております寝たきり老人等介護者手当の予算を合わせて今回減額する必要がございますが、現在すでに予算執行中のため今回の予算が議決されましたら執行済みの予算の科目更正を行い、次回の議会において特別会計のほうの予算を減額する予定でございます。

続きまして、1 7 ページを御覧ください。5 目介護保険事業費、2 8 節繰出金

でございます。ここで43万2,000円を減額しております。これは本年度阿蘇広域行政事務組合介護認定審査会負担金の減額に伴います特別会計への繰出金を減額するものでございます。

以上、説明終わります。

○健康推進課長補佐（丸山雄平君） 国民健康保険係、丸山です。

同じページの3款民生費、1項7目の後期高齢者医療事業費、19節負担金補助及び交付金ですが、毎年10月に前年度の療養給付費の精算措置がございました、本年度もその通知に基づきまして696万8,000円増額しております。

以上です。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係、野中です。

同じく17ページ、4款1項1目の1節報酬、これは先ほどの歳入で減額しておりました保健師の人件費分です。1月から3月分を残して224万4,000円を減額したものです。

続きまして、5目20節の扶助費、これは子ども医療費関係ですが、7月から委任払いを開始しておりますが、それでも月約120万円程度の支出が続いております、不足する見通しのため150万円増額したものです。

以上で説明を終わります。

○健康推進課長（馬原恵介君） はい、以上で説明終わります。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ございません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） ありますか。

○委員（興柁壽一君） 予算には関係ございませんが、興柁です。

予算には関係ありませんけども、ちょっと教えていただきたいと思います。

先日、総務委員会の中でですねちょっと話をしていたら、現在要支援ということで名前を呼んでいったんですね、それが要介護というような名前が変わったというようなことですが、実際そうなんですか。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原でございます。

正確に言いますと、今、要支援が2段階と要介護が5段階で7段階でございます。これが平成29年度末にはですね要支援という部分が今まで介護保険の範疇にあったんですけど、町村のほうで賄わなければいけないということで、名前が変わるというわけではなくてですね、介護保険のサービスの中から要支援のほうが出てしまうという感じです。ですから今デイサービスとか行ってる方についてはですね、町村のほうでいろいろ手立てをやらなくちゃいけないと。ですから要支援という名前が介護保険の中からちょっとですね、サービスの中から使えな

くなるというだけです。ですから名前がなくなるわけではなくてですね、そういった部分で取り扱いが分かると。

○委員長（立山広滋君） よかですか。

○委員（興柁壽一君） はい。

○健康推進課長（馬原恵介君） ですから引き続き要支援と要介護というのは残ってまいります。

○委員（興柁壽一君） 残るとは残ると。

○健康推進課長（馬原恵介君） はい。

○委員（興柁壽一君） あとからまた、興柁です。あとからまた詳しく聞きます。

○委員長（立山広滋君） ほか、ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） はい、続いて討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第59号、平成27年度高森町一般会計補正予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 次に、議案第60号、平成27年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長補佐（丸山雄平君） 国民健康保険係、丸山です。

国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について概要を説明させていただきます。まず6ページをお開きください。まず歳入のほうから御説明申し上げます。第5款療養給付費等交付金、第1目療養給付費等交付金、第1節の現年度分につきましては1,027万7,000円の減額をしております。これは社会保障診療報酬支払基金からの退職者医療交付金の決定額通知に基づくものです。

続きまして2節過年度分につきましては286万1,000円増額しております。こちらですね社会保険診療報酬支払基金から平成26年度過年度分についての確定通知がきまして、その分についての増額になります。

続きまして12款諸収入、第5目雑入につきましては684万7,000円増額しております。これは熊本県国保連合会に対し、財政調整積立資金のうち今後の対

応のための留保分を除きまして平成21年度から25年度までの5年間分についてですね、各保険者の市町村に返還されることになったものの増額になります。

続きまして7ページをお開きください。歳出について御説明申し上げます。第2款保険給付費、第2目退職被保険者等療養給付費につきまして300万60万円増額しております。これは今年度の退職被保険者、「360万だろ」と呼ぶ者あり）すみません、失礼しました。訂正いたします。360万円を増額しております。これは本年度の退職者被保険者診療報酬の支出実績によりまして年度末までに見込まれる分を増額しております。

続きまして第3款後期高齢者支援金等、第1目後期高齢者支援金につきまして339万1,000円を増額しております。これにつきましては本年度の支出状況の実績から見込まれる支出分を増額しております。

続きまして第5款介護納付金、第1目介護納付金につきましては886万6,000円を減額しております。これは今年度の納付金の支出実績による今後の支援金の減少を見込み減額したものです。

続きまして8ページをお開きください。11款予備費につきましては収支の調整を行っております。全体で97万1,000円の増額になっております。補正予算の主なものについては以上になります。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原でございます。

6ページのですね、諸収入で出ました保険者の返還金について補足をさせていただきます。これはですね、市町村が国保連合会のほうに負担金として今まで納めていましたんですが、それをですね国保連合会のほうでは今後なんかあった時のためにと積み立てしていたわけですね。ただ国税庁のほうから、その積み立てたお金というのはですね、要は課税する対象だという指摘がありまして、そういったことで国税庁と国保連合会のほうで協議を行った結果、一応市町村へ返還についてですね、市町村分の積立額について返すんで一応今回は課税は見送るということになりましたので。今年度以降については精算金についてはその都度返金するというので。今回15億4,500万以上ですね県内の分が。その分で今までの負担割合につきまして高森町は684万7,000円ということで返還になります。そういったものの保険者返還金ということになりますので、補足させていただきます。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） ありますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第60号、平成27年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 続いて、議案第61号、平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○介護保険係長（二子石 誠君） 介護保険係、二子石です。

高森町介護保険特別会計補正予算について御説明させていただきます。6ページをお開きください。まず歳入について御説明申し上げます。6款繰入金、1項4目その他一般会計繰入金につきまして43万2,000円を減額しております。これは一般会計の歳出で御説明いたしました阿蘇広域行政事務組合介護認定審査会負担金の減額に伴う減額でございます。

続きまして歳出について御説明申し上げます。7ページを御覧ください。1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、下の5款地域支援事業費、2項1目の包括的支援等事業費で計上しておりました生活支援介護サポーター養成に係る予算65万3,000円につきましてを一般管理費へ組み換えるものでございます。これにつきましても地域支援事業実施要綱の改正により地域支援事業への予算計上が認められない予算ということで、今回組み換えを実施するものでございます。

次に2目介護認定審査会費につきましては、先ほど御説明しました介護認定審査会負担金の減額に伴う減額でございます。

以上、説明終わります。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第61号、平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 続いて、議案第63号、高森町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○介護保険係長（二子石 誠君） 介護保険係、二子石です。

議案第63号、高森町介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。今回の一部改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の規定に基づき、改正するものでございます。まず第1条の改正につきましては、保険料の徴収猶予や減免をする場合、申請書に氏名及び住所を記載する必要があったものに、個人番号の記載を追加するものでございます。

次に第2条の改正につきましては、これまで保険料の徴収猶予や減免を受けようとする場合、申請書に必要とする理由を証明すべき書類の添付が必要でしたが、第1条の改正の個人番号を申請書に記載することにより、必要とする理由を証明すべき書類を添付しなくても、個人番号により直接必要となる書類のですね確認ができるようになり住民の負担を軽減するものになっている改正となっております。

以上、説明を終わります。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（佐伯金也君） 確認します、佐伯です。

1条、2条言うたけども、これは10条の2項と11条の1項、2項1項、1項だろ。11条の2項の1だね。

○介護保険係長（二子石 誠君） そうです、はい。介護保険条例のそうです。10条のはい、2項、1項と。

○委員（佐伯金也君） 分かりました。

○委員長（立山広滋君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第63号、高森町介護保険条例の一部改正については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で健康推進課に関連する付託案件については、終了いたしました。

健康推進課の皆さんお疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第2、所管事務の閉会中の継続調査について審議いたします。

閉会中の継続調査については、1. 社会福祉と健康に関する事項、2. 健康保険税に関する事項、3. 保育園に関する事項、4. 学校教育及び社会教育の振興に関する事項、以上、4項目を閉会中の継続調査事項とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで、文教厚生常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前11時20分